ISSN 0386－5878
土木研究所資料第3385号

土木研究所資料

新土木工事積算大系における共通仕様書の整備

平成7年11月

建設省土木研究所
積算技術研究センターシステム課

Copyright © (1995) by P.W.R.I.

All rights reserved. No part of this book may be reproduced by any means, nor transmitted, nor translated into a machine language without the written permission of the Director General of P.W.R.I.

この報告書は，土木研究所長の承認を得て刊行したものである。したがって，本報告書の全部又は一部の転載，複製は，土木研究所長の文書による承認を得ずしてこれを行ってはならない。

土木研究所資料
第3385号　1995年11月

新土木工事積算大系における共通仕様書の整備

積算技術研究センター　積算技術研究官　光家康夫
システム課　課長　阿部徹
主任研究員　村松栄嗣*
主任研究員　松本勝正
研究員　石神孝之
船越義臣

要旨

本論文は、建設省の土木工事共通仕様書について、積算実務の改善を目的とした新土木工事積算大系の一環として契約内容の明確化を図った内容を中心に整備の考え方を紹介するものである。

キーワード：積算改善，積算・見積，工事工種体系，共通仕様書，工事数量総括表

---

*現　日本道路公団　新潟建設局

はじめに

近年、国際化、高齢化、価値観の多様化など、公共土木工事をとりまく社会・経済的な環境は大きく変化しており、建設事業における調査・計画・設計・積算・契約・施工管理・維持管理といった一連のプロセスを合理的なシステムとしていくための建設マネージメント技術の向上が重要な課題となっている。

このような情勢のもとで、土木研究所積算技術研究センターでは、建設マネージメント技術に関する国内外の技法・制度の比較分析をはじめとして、新技術・新工法の評価・施工管理技術の研究など、総合的な建設マネージメント技術についての調査・研究を実施している。

このうち、積算・契約のプロセスについては、透明性・客観性・妥当性の向上に向けた制度の改革が急がれており、社会的にも注目を浴びているところである。

このため、現在、建設省では、国際的に通用する枠組づくりという観点も念頭に置き、入札・契約制度の改革を推進中であり、この改革を促進する土壌づくりといった観点から、積算の実務体系について、新土木工事積算大系と称して総合的・抜本的な改善を進めているところである。

新土木工事積算大系では、契約内容の明確化とともに、積算・契約業務の合理化、省力化のため、工事工種体系を柱として共通仕様書、積算基準書、数量算出要領などの積算関連図書類及び新積算システムを体系的に整備することとしており、大臣官房技術調査室及び各地方建設局の協力を得て、段階的に整備しているところである。

本稿では、新土木工事積算大系の重要な部分を構成する共通仕様書について、改訂の主な考え方を紹介するものである。第１章では、新土木工事積算大系と、同大系の中心となり共通仕様書の構成の基本とした工事工種体系の概要を示し、第２章では、共通仕様書の現状と問題点を踏まえた改訂方針を記載している。また第３章では、新土木工事積算大系の一環としての共通仕様書改訂の考え方を記載している。

本稿の共通仕様書をはじめとして新土木工事積算大系については、一部の工種で実際の工事に適用しており、今後の整備に合わせて順次、拡大していく予定である。このため、よりよい大系とするためにも、御意見をお聞かせいただければ幸いである。

目　　次

はじめに

第１章　新土木工事積算大系と工事工種体系

１．１　新土木工事積算大系の概要 …… 1

１．２　新土木工事積算大系の整備内容 …… 3

１．３　工事工種体系について …… 5

第２章 土木工事共通仕様書の現状と問題点

２．１　共通仕様書の概要 …… 9

２．２　共通仕様書の現状と問題点

２．２．１　他機関の仕様書との比較結果の概要 …… １０

２．２．２　仕様書利用者へのアンケート調査結果 …… １２

２．２．３　従来の共通仕様書の問題点 …… １３

２．２．４　仕様書の改訂方針 …… １４

第３章　土木工事共通仕様書の改訂の考え方

３．１　共通仕様書と工事工種体系との整合の必要性 …… １５

３．２　工事工種体系に沿った構成 …… １６

３．３　章内構成の標準化 …… ２０

３．４　条文の記述方法 …… ２１

３．５　工事工種体系リンクによる問題点と対応

３．５．１　重複内容の記述方法 …… ２４

３．５．２　工事工種体系用語の対応 …… ２４

３．６　改訂仕様書の標準記載例 …… ２７

おわりに

参考資料

他機関の仕様書調査結果 …… ３７

仕様書アンケート結果 …… ５５

第１章　新土木工事積算大系と工事工種体系

１．１　新土木工事積算大系の概要

公共土木事業においては、市街地内工事の増大等による施工環境の変化、重層下請化の進展、リース方式による建設機械調達手段の拡大、新技術・新工法の開発など、その実施状況が多岐に亘って大きく変化している現状にある。また、公共土木事業を取り巻く社会・経済環境についても高齢化社会の到来に伴う労働力不足、外国企業の参入拡大による国内建設市場の国際化の進展などが予測されており、これらに備えた対応がますます重要になっている。

このような情勢のもと、建設事業の各執行段階と密接な関わりを有する契約・積算プロセスにおいても、これらの変化を十分視野に入れた新しい枠組みづくりが急がれている。

一方、これまでの建設省の積算体系は、長年に亘るノウハウの集大成ともいうべきもので、非常に精緻なものとなっているが、反面、細分化・複雑化したためにわかりにくく、メンテナンスに時間を要するなどの問題も内包しており、また、外部から見た場合、透明性・客観性・妥当性が十分に確保されていないとの指摘もある。

また、積算における実務手法や関連する図書類についても、これまで、それぞれ必要に応じて個別に改善を図ってきたため、密接な関連を有しているにも関わらず、個々の関連性という面では、必ずしも統一性・一貫性のとれたものとはなっていないのが実状である。

このような背景から、積算体系について、合理的・機動的で、かつ、統一性・一貫性のある体系への見直しが必要となり、新しい積算の枠組みづくりのため、新土木工事積算大系（以下「新大系」という）として体系的な整備を図ることとしたものである。

新大系では、公共土木工事における契約の透明性の向上、工事目的物の明確化、建設事業の国際化への対応などを目指して、契約・積算に関する改善を図るとともに、発注者・受注者双方の積算実務担当者の業務の簡素化・容易化を図ることを目的としている。

新大系の整備にあたっては、契約図書の一部となり、工事の内容や構成を示す工事数量総括表での細分化方法を工種の分類毎に規格化・標準化した工事工種の体系化を基本として、積算業務において必要となる共通仕様書・積算基準書・数量算出要領などの図書類及び新積算システムをそれぞれを関連づけて整備するとともに、内容の明確化にむけた改善などを行うものである。

新土木工事積算大系での、具体的な改善目的と内容については以下のとおりである。

(1) 契約内容の明確化

1)工事数量総括表など、入札・契約時に使用する図書類について各発注者間に存在する不統一をなくし、工事目的物等の契約内容の明確化を図るため記述方法の標準を定める。

2)個々の工事目的物に適用される仕様を明確化するため、工事工種体系に対応した形での共通仕様書の

再編成を行う。

(2) （発注者が行う）積算、検収、設計変更等業務の簡素化

1)積算業務を効率的、円滑に遂行できる環境を整えるため、工事工種体系の標準化、新土木工事積算システム、共通仕様書などの整備を行う。

2)工事目的物を標準化することにより、積算チェック、概算工事費の算出等が容易になる。

3)共通仕様書の再編成により、設計変更業務や検査業務の明確化、簡素化を図る。

(3) （受注者が行う）見積等の容易化

発注者間の発注様式の統一が図られることにより、受注者側の見積業務等の容易化を図る。

(4) 公共工事の契約の透明性の確保

契約及び契約後の設計変更についてのルールを明確化することにより、発注者、受注者間の契約内容に対する共通認識が形成される。また、これにより、公共土木工事の契約の透明性の確保にもつながる。

(5) 国内建設市場の国際化への対応

「契約社会」で企業活動を行ってきている外国企業の国内建設市場への参入に備え、共通仕様書を含めた契約に関連する図書類の整備を行う。

1．2　新土木工事積算大系の整備内容

新大系における具体的な整備項目とその概要については以下のとおりである。

(1)工事工種の体系化

工事数量総括表及び工事設計書における工事内容の細分化方法を工種の分類毎に標準的に規定するとともに、使用する用語・項目毎の表示単位などの記述方法についても標準化を図り、契約内容の明確化などを図る。（詳細については1．3を参照）

(2)積算基準書の再編成

工事工種体系を考慮した内容・編成とするとともに、工事目的物毎の積算項目の組合せ、含まれる内容・条件項目の明確化などを図る。

(3)土木工事共通仕様書の再編成

工事工種体系を考慮した内容・編成とするとともに、適用される範囲、関連基準との関係を明確に記述するなど、契約上の権限の明確化、契約条件の明確化及び事務処理手続きの明確化を行い、工事契約に関する問題の発生を未然に防止する。

(4)数量算出要領の作成

工事工種体系を考慮した内容・編成とするとともに、工事目的物毎の数量算出項目・数量算出方法などの算出基準の統一を図る。

(5)新土木工事積算システムの構築

工事工種体系に沿った入力順序とするとともに、対話形式とするなど操作性を向上したシステムで、さらに、データの自動チェック機能も内蔵するなど、積算業務の効率化を目指す新たな土木工事積算システムを構築する。

新大系整備項目について、それぞれの関連を示した概念図を図－1.1に示す。

新大系では、工事工種体系を基礎としているため、この完了後に、その他の整備が行われることとなる。

整備対象としては、河川・道路・ダム・公園など建設省所管の全土木工事を計画しているが、この範囲が広大であることと、新大系による積算改善が急務であることから、段階的に整備し、より早く実際の工事に適用することを予定している。

これまでに、築堤護岸・道路改良などの汎用的な工種をパイロット工種として、先行的に着手してきており、工事工種体系及びこれに基づく積算基準書、新たな積算システムの整備を完了し、平成7年度より実際の工事で試行運用を開始している。また、パイロット工種以外の工種についても順次整備していく予定であり、新大系の機能を十分に発揮するためにも、早期の整備を目指しているところである。

このうち、共通仕様書については、工事工種体系のパイロット工種に対応するとともに、公共工事標準請負契約約款の改正による見直しを図るなどの改訂を行い、今年度下半期より実際の工事に適用することとなっている。

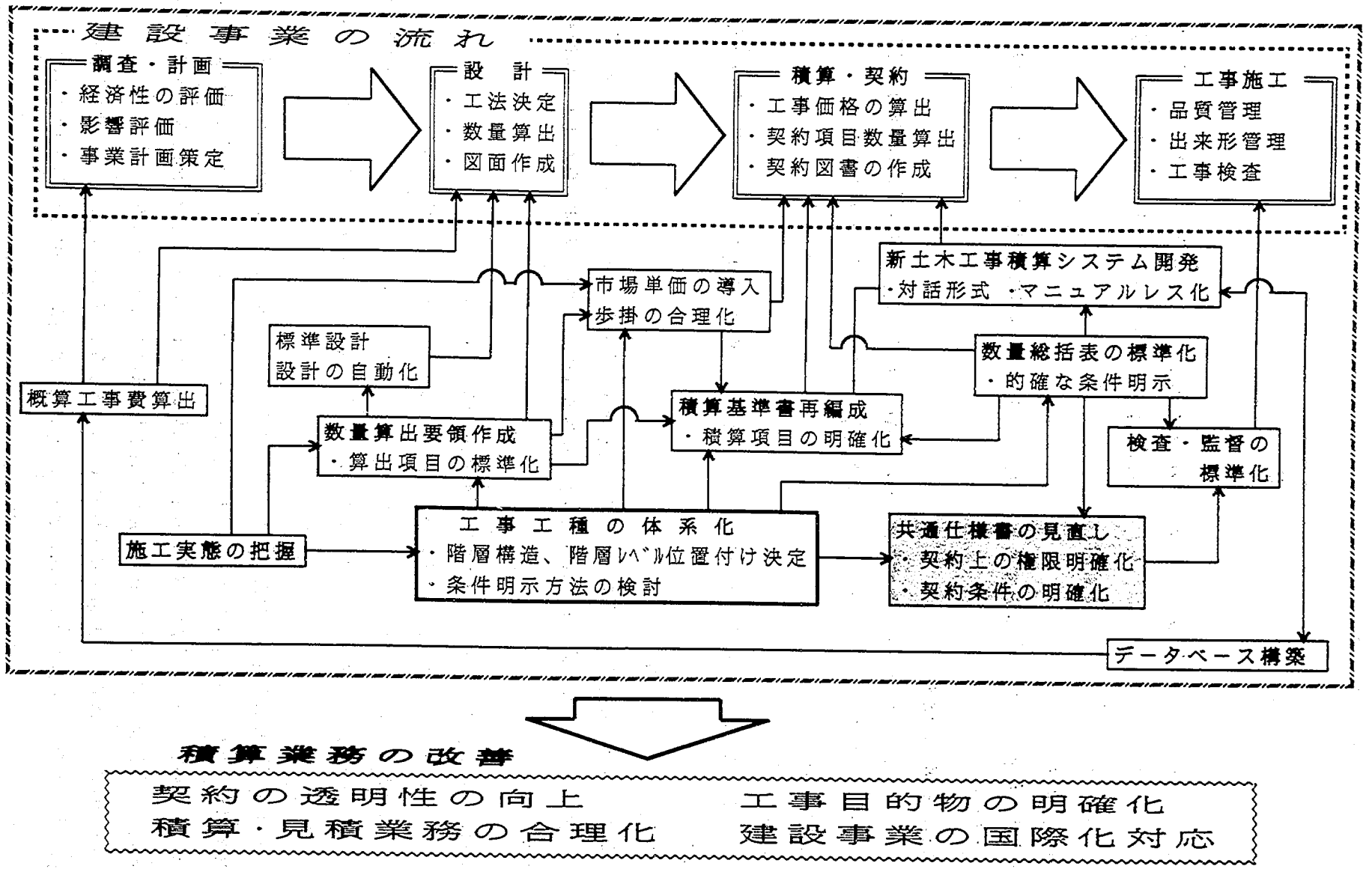

積算業務の改善

契約の透明性の向上　　工事目的物の明確化
積算・見積業務の合理化　　建設事業の国際化対応

図－1.1 新土木工事積算大系概念図

1．3　工事工種体系について

既述したとおり、新大系におけるすべての整備項目は工事工種体系を基礎として、それぞれに必要な改善を加えて整備が行われるものであり、共通仕様書についても、構成方法などを工事工種体系との関連を明確にすることを主眼に改訂を行っている。

このため、工事工種体系について、概要を以下に述べることとする。

建設省をはじめとする各公共発注機関が工事を発注するにあたり、契約図書の一部となり当該工事の施工内容や施工項目毎の契約数量を示すものとして工事数量総括表がある。これは、入札時に入札参加者がこの項目により工事価格を見積もることとなり、工事施工における施工管理や検収などの単位・区分となる重要なものである。しかし、これまで土木工事が様々な条件下の現地での単品注文生産であるという特徴があることなどから、工事数量総括表の工種毎の構成や用語名称などの表示方法の標準が定められておらず、受注者側の見積業務を困難としたり、発注者側の積算業務も熟練を要するなど複雑化している現状にある。

工事工種の体系化とは、この工事数量総括表について、階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法、用語名称や数量単位などの表示方法を工種毎に標準化・規格化することをいい、これにより契約内容の明確化、積算業務の合理化・容易化などを図るものである。工事工種の体系化にあたっての基本方針と構築方法を以下に示す。

(1)基本方針

1)わかりやすい簡明な体系であること

2)契約対象となる工事目的物（契約単位、施工条件を含む）を明確に示すものであること

3)受注者側の原価管理構造を反映したものであること

4)一つの工種がそれ自体でクローズした体系を構成すること

(2)工種体系の構築方法

1)階層レベルは定義づけられた０から６までの７つで構成する。

2)体系は、標準的な工種・項目で作成する。

3)工事目的物毎に構成（クローズした構成）とする。

4)体系は樹系図（ツリー）状に表示し、下位レベルに向かって細分化した構造とする。

5)体系ツリー（樹系図状に表示された体系）の構成順序は、施工順序に従った構成を原則とする。

また、表－1.1に工事工種体系の各階層レベルの定義を、図－1.2、図－1.3に工事工種体系での工種の分類と、築堤護岸工事での具体的な体系ツリーの例を示す。

表－1.1　体系階層（レベル）の定義

レベル	名　称	内　容	補足説明	備　考（レベル名称例）
レベル０	事業区分	予算制度上及び事業執行上の区分を中心とした区分	工事数量総括表には表示されない区分で、発注時の支出予算科目を示す。	河川改修 道路新設・改築
レベル１	工事区分	工事発注ロット及び受注者を考慮した「事業区分」（レベル０）の分割	一件の工事として通常、発注される単位を示す区分。	築堤・護岸 道路改良
レベル２	工　種	工事区分（レベル１）を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称	複数の工事区分で共通的に行われる工種については、主体となる工事区分に従属し体系化する。（道路改良工事でも橋脚工が含まれる場合もあるが、橋梁下部工事で橋脚工を体系化する）	法面工 地盤改良工 橋台工
レベル３	種　別	体系全体の見通しをよくするためのワークパッケージ（レベル４）の集約	レベル２とレベル４をつなぐレベルで、工種によってはこのレベルを表示しない場合も可としている。 可能な限り、施工順序に応じた構成とする。	作業土工 場所打杭工
レベル４	細　別	工事を構成する基本的な単位目的物及び単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベル	工種（レベル２）区分を単価算出、出来形・品質、工程等の面で管理可能な扱いやすい単位（取引単位）に分割したもの。検収対象となる「単位目的物」とならない「単位仮設物」の２種類がある。見積時はレベル４項目の数量で価格を算出することとなる。	コンクリート 鉄筋
レベル５	規　格	単位目的物（レベル４）を構成する材料等の客観的な材質・規格ならびに契約上明示するする条件等	レベル４に付随して表示するレベル。 総括表では原則としてレベル４と同行に記述されるレベル。	24-8-25N （ｺﾝｸﾘｰﾄ規格）
レベル６	積算用条件	単位目的物及び単位仮設物（レベル４）の価格算定上の条件であって、契約上明示しないもの	工事数量総括表に表示されないレベル区分。歩掛適用上の条件区分、契約上受注者の任意による施工手段の区分などを示す積算上必要となる区分。	コンクリートの打設方法 （ﾎﾟﾝﾌﾟ打設、人力打設など）

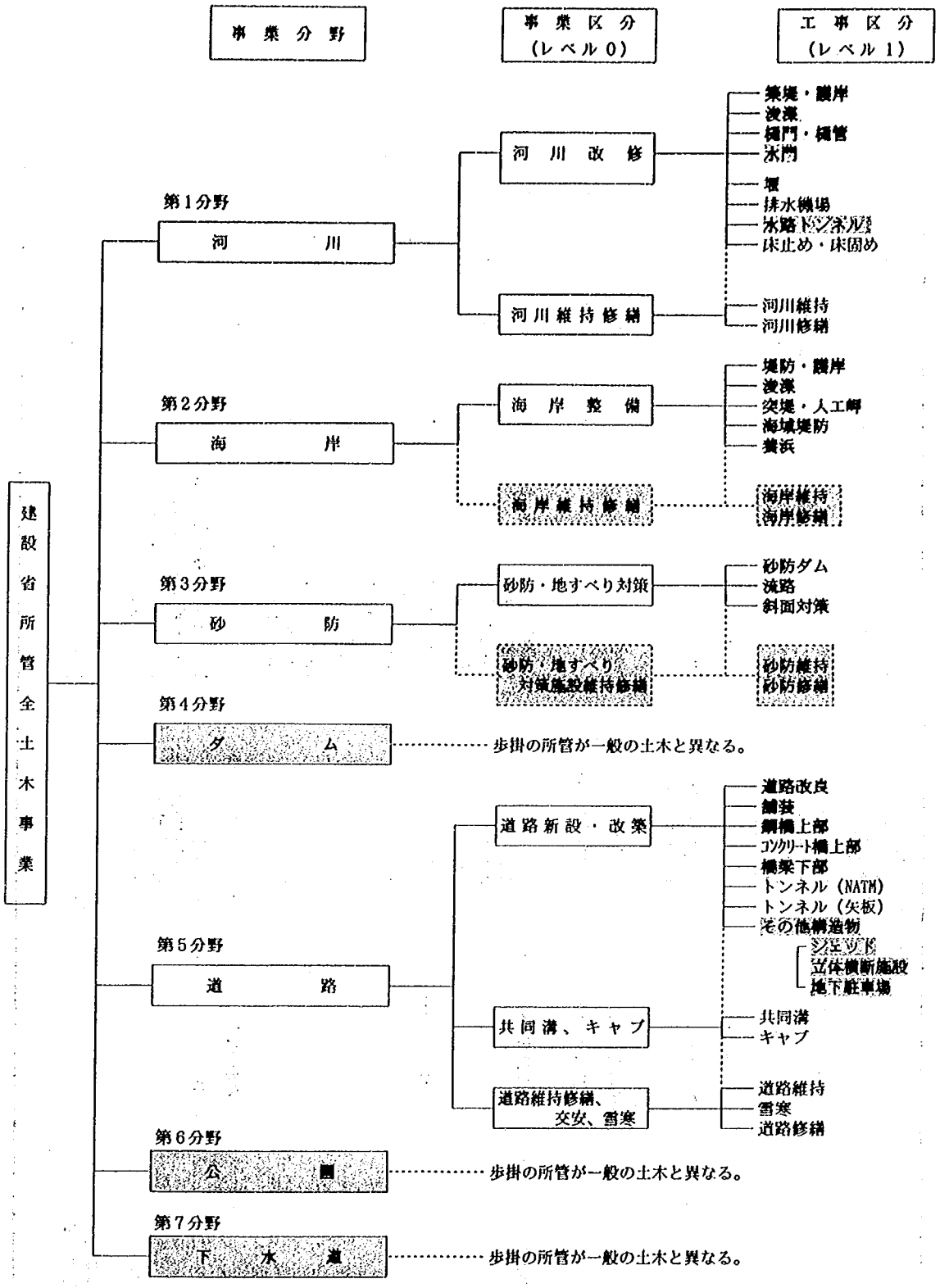

※ 注）①太文字は先行して体系化された工種を、細文字は追加して体系化された工種を、▒は、体系化が未整備（もしくは体系化の必要性を含めて検討中）の工種を示す。

②土木以外の歩掛（電気・機械等）を適用する工種は、すべて未整備（現段階の体系範囲より除外）

③事業分野とは、工種体系のクローズ範囲（1件の工事の発注時に積算システムで利用できる体系範囲）を示す。

④事業区分とは、予算制度上及び事業執行上の区分を示す。

⑤工事区分とは、通常1件の工事を発注する単位区分を示す。

図－1．2　工事工種体系の分類

レベル1 工事区分	工区名 構造物名	レベル2 工種	箇所名 工法名等	レベル3 種別	箇所名 工法名等	レベル4 細別	箇所名 工法名等	レベル5 規格	積算用単位	工事数量総括表用単位	細別管理No.	摘要
築堤護岸		河川土工		掘削工		土砂掘削		【・・・・】	m^3	m^3	M－011－07	
						軟岩掘削		【・・・・】	m^3	m^3	M－011－10	
						硬岩掘削		【・・・・】	m^3	m^3	M－011－04	
				盛土工		流用土盛土		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－012－15	任意の場合は、レベル3の全体数量をm3単位で表示する
						発生土盛土		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－012－11	
						採取土盛土		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－012－06	
						購入土盛土		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－012－03	
				盛土補強工		安定シート		【材質，規格】	m^2	m^2	M－049－01	
				整形仕上げ工		法面整形(掘削部)		【土質】	m^2	m^2	M－014－02	
						法面整形(盛土部)		【・・・・】	m^2	m^2	M－014－03	
						平場仕上げ		【・・・・】	m^2	m^2	M－014－01	
				天端敷砂利工		天端敷砂利		【規格，敷厚】	m^2	m^2	M－061－05	
				作業残土処理工		(作業残土処理)		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－013－04	
		地盤改良工		表層安定処理工		サンドマット		【敷厚】	m^2	m^2	M－040－17	
						安定シート		【材質，規格】	m^2	m^2	M－049－01	
						表層混合処理		【添加材料】	m^2	m^2	M－040－08	
						置換		【置換材料】	m^3	m^3	M－040－05	
				パイルネット工		既製コンクリート杭		【種別，径，長さ】	本	本	M－034－04	
						木杭		【材質，末口，長さ】	本	本	M－034－06	
						連結鉄筋		【規格】	t	t	M－063－11	
						安定シート		【材質，規格】	m^2	m^2	M－049－01	
						サンドマット		【敷厚】	m^2	m^2	M－040－17	
				バーチカルドレーン工		サンドドレーン		【杭径，長さ】	本	本	M－040－15	
						袋詰式サンドドレーン		【径，長さ】	本	本	M－040－04	
						ペーパードレーン		【種別，規格，長さ】	本	本	M－040－20	
				締固め改良工		サンドコンパクションパイル		【径，長さ】	本	本	M－040－13	
				固結工		粉体噴射撹拌		【改良材料,径,打設長，杭長】	本	本	M－040－10	
						高圧噴射撹拌		【注入材料,注入長,土被長】	本	本	M－040－02	
						セメントミルク撹拌		【改良材料，径，打設長】	本	本	M－040－19	
						生石灰パイル		【径，長さ】	本	本	M－040－03	
		護岸基礎・矢板護岸工		作業土工		(床掘り)		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－015－01	レベル4は表示せず，レベル3の単位は式表示
						(埋戻し)		【・・・・】	m^3	式 or m^3	M－015－09	

図－1.3　工事工種体系におけるツリー例

第２章 土木工事共通仕様書の現状と問題点

２．１　共通仕様書の概要

仕様書は、工事における契約書の補完内容及び施工の実施にあたり発注者が必要とする技術的要件を示すもので、契約図書の一部となるものである。仕様書に示される技術的要件としては、材料の品質・規格、仕上げ程度の許容誤差などの工事目的物の内容や、工程、施工手順、あるいは守るべき施工方法などがあげられる。

わが国では、各公共発注機関毎に、工事の性格、施工地域の特性、工事目的物に要求する品質などに応じて、仕様書を作成しており、各工事に共通的に適用され、施行の基本となる事項をとりまとめた共通仕様書と、個々の工事に限定して適用され、工事の性格に応じて共通仕様書の内容の追加・変更事項をまとめた特記仕様書の２つで構成しているのが一般的である。（厳密に言えば、工事請負契約書上は現場説明書や現場説明に対する質問回答書も仕様書に含まれる）

建設省においても、共通仕様書と特記仕様書で仕様書が構成されており、共通仕様書については、「土木工事共通仕様書」として1968年12月に制定され、幾多の改訂を経て現在に至っている。

改訂内容としては、これまでは技術的内容が主であり、技術基準の改正や新たな工種・工法の開発等に伴なって、改訂が行われてきたが、近年では、契約上の改善に対応した見直しが重要となっている。

一般的にいって、わが国の建設業に携わる者は、契約書類に深い関心を示さず、技術的な面にのみとらわれがちであるのに対して、欧米では、信頼できる唯一のものが契約書類であり、規定のない事項は基本的には、契約上拘束されないという認識といわれている。このため、工事請負契約書や仕様書は、欧米ではさまざまな事態をカバーした詳細な内容で作成されているのに対して、わが国では通常想定される事態に対する規定が中心であり、例外的な事態に対しては当事者間の協議が重要となっているのが実状である。

一方、工事工種体系により工事数量総括表の表示方法が標準化されることから、仕様書においても工事工種体系と明確な関係を持たせることで、契約内容の明確化につながると考えられる。

このようなことから、建設省では、公共土木工事における責任関係をはじめとする契約内容の明確化、国内建設市場への外国企業の参入拡大に伴う国際化への対応などを図るため、土木工事共通仕様書を見直すこととしており、新大系の整備項目としても位置づけられているものである。

具体的には、平成７年度の改訂として、主として総則について公共工事標準請負契約約款の改正による見直しを行い、また、新大系の一環として工事工種体系との関係の明確化のための改善を進めることとしている。

２．２　共通仕様書の現状と問題点

平成７年度の仕様書改訂に先立ち、他機関の仕様書や現状での仕様書の用途などを調査し、改訂方針の参考としている。

以下にこれらの調査結果の概要（詳細は巻末の参考資料を参照）を示すとともに、今回の改訂方針を示す。

２．２．１　他機関の仕様書との比較結果の概要

国内の他機関として、運輸省港湾局、水資源開発公団、日本道路公団、ＪＲ東日本旅客鉄道㈱との比較を行った。また、国外の機関との比較については、仕様書条文が収集可能な範囲で比較を行ったため、結果的には、すべて米国の陸軍省工兵隊、内務省開拓局、カリフォルニア州及びミシシッピー州の交通局を比較対象としており、部分的な収集にとどまった機関も含まれている。

比較項目としては、各機関での契約方法、土木関係の共通仕様書の全体構成、各工種内の構成、及び記載内容などで行い、工事工種体系への適用性などを含めて調査を行った。各比較項目における比較結果は以下のとおり。

(1) 国内他機関の調査結果概要

1)契約方法等

日本道路公団，ＪＲ東日本で総価単価契約（一般土木工事）方式である以外は、すべて総価契約方式を採用している。日本道路公団では、工事数量総括表にあたる単価表項目の標準が定められているとともに、仕様書もこの構成と原則として一致させ、契約内容の明確化が図られている。（表－2.1参照）建設省においても工事工種の体系化により、数量総括表の表示方法の標準が定められることから、仕様書構成と工事工種体系の明確な関係を検討していく必要がある。

2)仕様書の全体構成

全体的な構成方法としては、コンクリート、土工など共通的な工種は集約した構成となっており、工事目的物毎に構成される工種体系との関係を検討する必要がある。

個々の構成内容としては、すべての機関で工種仕様の規定とは別個に、工事全般に係わる契約関係の内容を規定した「総則」がある。「材料」に関する規定は、建設省・水資源開発公団で章立てするなど、各施工工種で共通的に使用する材料を規定する構成があるが、その他の機関では、各施工工種の構成内でそれぞれ必要な材料仕様を規定している。また、工事工種の体系化が図られている仮設工については章立てするなど個別の構成としている機関はない。

構成体系は、「章」・「節」・「条」の３段階構成が基本であるが、水資源開発公団では「章」の上に「編」の構成を設定した４段階の体系としている。工種体系とのリンクを考えた場合、体系階層レベルと仕様書構成との合理的な関係を検討する必要がある。

表－2.1 日本道路公団の共通仕様書と単価表との関係（トンネル章の例）

共通仕様書の構成	単価表の項目順序	備　　考
第１２章　トンネル工	項目番号　項目名称	
12-1　適用範囲		
12-2　適用すべき諸基準		
12-3　工事測量		┐工事測量,坑内排水等は仕様
12-4　坑内排水、照明、換気		┘は規定するが仮設工のため
12-5　トンネル掘削	12-(1)　トンネル掘削	単価表項目とはしていない
12-6　吹付けコンクリート工	12-(2)　吹付けコンクリート工	
12-7　ロックボルト工	12-(3)　ロックボルト工	
12-8　鋼アーチ支保工	12-(4)　鋼アーチ支保工	
12-9　金網工	12-(5)　金網工	
12-10　ずり処理工	12-(6)　ずり処理工	
12-11　インバート埋戻し工	12-(7)　インバート埋戻し工	
12-12　覆工		・覆工はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工による
12-13　計測工	12-(8)　計測工Ｂ	などの関係を規定。
12-14　覆工防水工	12-(9)　覆工防水工	
12-15　裏面排水工	12-(10)　裏面排水工	
12-16　監視員通路工	12-(11)　監視員通路工	
12-17　内装板工	12-(12)　内装板工	
12-18　箱抜工		・箱抜工の費用はﾄﾝﾈﾙ掘削など
		の関連項目に含まれる関係を
		規定

3)仕様書の記載内容

記載要素としては、節または条レベルで「適用」（または「適用範囲」）を設定し、当該節・条での記載工種、適用される仕様を明示しているものもあった。

また、日本道路公団、ＪＲ東日本などでは、関連基準との関係を規定した記述があり、重複する内容を仕様書で削除するなど、仕様書の簡素化を図っている。

総価単価契約方式の機関では、工種項目毎に「数量の検測」、「支払」について標準的に規定している。

(2) 国外の機関の調査結果概要

全体的には、わが国同様の違いは見受けられたが、仕様書の位置づけがわが国とは異なっていることが特徴的である。

まず第一に、わが国では、各工事に共通的な内容を規定する共通仕様書と、個別の工事について、共通仕様書に付加して固有の内容を規定した特記仕様書の２つの仕様書体系となっているのに対して、米国では、一般的な事項を記述した「標準仕様書」自体に、個別の工事固有事項を加筆修正した、「○○工事仕様書」のみの体系となっている機関があり違いがある。（表－2.2参照）

表－2.2　共通仕様書と特記仕様書との関係

米国陸軍省工兵隊 米国内務省開拓局	カリフォルニア州交通局 ミシシッピー州交通局
標準仕様書をもとに各工事に合わせた仕様書を作成 （必要項目追加、不必要項目削除）	標準仕様書に対して、追加項目を特記仕様書として作成

そして第二に、既述したとおり、契約社会に起因すると思われるが、問題のあった場合の対応（ペナルティ、クレーム規定等）など詳細な規定となっている。（表－2.3参照）従って、今後わが国に対応し、国際的にも通用しうる内容に、契約書を含め仕様書の記載方法を検討していく必要がある。

表－2.3　仕様書におけるペナルティ措置の記述例

工種名	カリフォルニア州交通局（米国）		日本との相違点等
	条節番号	記　載　内　容	
ｺﾝｸﾘｰﾄ	90-9 90-9.01	圧縮強度（Compressive Strength） 一般（General） ・２ﾃｽﾄﾋﾟｰｽの平均強度により試験を行う。 ・個々の試験値は２８日強度を下回った場合は以下の措置 ①95～100%・・・10$/ﾃｽﾄ対象$yd^3$の支払 ②85～95%・・・・15$/ﾃｽﾄ対象yd^3の支払 ③85%以下・・・・不良材料として撤去 ※①、②の場合は追加打設前に修正	・米国では所定の結果が得られない場合のペナルティの規定があり厳しい

２．２．２　仕様書利用者へのアンケート調査結果

従来の仕様書の用途や、要望事項について、ＰＣ建設業協会の協力を得てアンケートを行った。アンケートは、ＰＣ業界団体に属し、所長クラスでの現場経験のある方（有効回答数３８名）を対象に行った。回答内容としては、従来の仕様書が土木工事必携などの名称で工事請負契約書や施工管理基準などと合本されていることから、仕様書以外と思われるものもあった。

従来の仕様書の用途としては、材料の品質規格値や施工管理方法・基準の確認、提出物や協議、承諾事項などの確認行為のチェック等、施工計画書の立案時などに使用しているとの意見が多数を占めた。

従来の仕様書に対する要望としては、用語表現を明確化することや、協議、承諾、指示などの確認行為を明確にして欲しいという意見が多かった。また、適用範囲を明確にすることやコンクリート標準示方書などの技術基準と重複する内容を削除すべきとの意見もあった。（参考資料２．仕様書アンケート結果参照）

２．２．３　従来の共通仕様書の問題点

他機関の仕様書調査結果を踏まえて、これまでの建設省の共通仕様書を考えた場合、章・節間の関係など不明確と思われる部分や仕様書以外の契約図書や関連する技術基準との関係も一貫性に欠ける部分もあった。これらについて、項目毎に以下に述べる。

(1) 契約社会への対応

総則については、工事請負契約書の補完という観点からみた場合に、契約上の各者の権限、契約条件、事務処理手続きが不明確な部分が見受けられる。例えば用語の定義では、「監督職員とは総括監督員、主任監督員、監督員の総称」と規定しているが、それぞれの監督職員の権限や権限の行使方法についての規定がない。また、設計図書として掲げている共通仕様書と特記仕様書について、内容が相違している場合の措置などが規定されていないなどである。このため、国際化に対応した記載内容の明確化が必要となっている。

(2) 構成方法

従来の共通仕様書は２３章からなっており、海岸工（旧２３章）のような事業総称的なものから、トンネル（旧５章）・鋼橋（旧７章）などの構造物総称的なもの、舗装における路盤工（旧１０章）、アスファルト基層工及び表層工（旧１２章）のような一連工種の要素的なもの、及び材料（旧２章）、無筋、鉄筋コンクリート（旧４章）のような工事共通の基本要素的なものに大別される。

それぞれの章内の構成は、節と条で構成されているが、最初の節や条に、「通則」や「一般」などの構成名称で、章や節の全般事項や適用される工種などを示している部分と、当該章・節の工種の施工仕様を直接記述している部分がある。

従って、例えば、海岸工事を施工する場合、請負者は工事の内容を理解した上で、「海岸工」章と「材料」・「無筋、鉄筋コンクリート」章などを見なければならないが、この関係を示す条項がなく、適用される仕様の記載箇所がわかりにくいものとなっていた。

(3) 条文の記述内容

施工項目毎の具体的事項を記述した詳細な内容となっている箇所と一般事項しか記述していない箇所があり、記載レベルが異なっている部分が見受けられ、この記載レベルの相違は、特に章間で顕著であり、章項目が事業総称的な章では粗い記載であり、基本要素的な章では詳細な記載であるという傾向がある。

このようなことから、構成方法を見直し、適用箇所が明確で、記載レベルも平準化される仕様書としていく改善が必要となっている。

(4) 関連基準との関係

仕様書の記載内容は、技術基準と重複する部分もあり、例えばコンクリート標準示方書の記載の一部を仕

様書でも記載している部分と、技術基準名などを示すことで重複する内容を仕様書では記載していない部分もある。従って、技術基準と重複する部分について、重複関係を考慮した記載方法を検討し、関係を明確化していく必要がある。

２．２．４　仕様書の改訂方針

今回の改訂においては、従来の仕様書の問題点を踏まえて、契約内容の明確化を主眼として、以下の視点で行うこととした。

（１）国際化に対応した契約内容の明確化
（２）工事工種の体系に沿った構成
（３）適用範囲の明確化
（４）適用基準との関係の明確化

なお、（１）については、公共工事標準請負契約約款の改訂に関連し、総則部分の改訂を建設本省を中心として平成６年度、７年度と順次行われているところである。
本報告書では、上記の（２）～（４）について以下に述べることとする。

第３章　土木工事共通仕様書の改訂の考え方

３．１　共通仕様書と工事工種体系との整合の必要性

仕様書は発注者・受注者双方で、その内容が十分認識されることが良好な工事目的物の完成につながると考えられるため、土木工事の施工形態に配慮した、施工方法、手順などが理解しやすいものであることが重要である。

土木をはじめとする建設工事では、専門工事業化が進んでおり、特定の工種や工事の特定工事目的物について施工する場合が多いため、仕様書を工種別・作業別に構成することで、適用される仕様が理解しやすくなるとともに、施工環境の変化、新たな施工技術の普及よる仕様書内容の見直しも容易になると考えられる。

一方、工事工種体系と新たなシステムが整備された工種では、工事数量総括表はこの体系に基づいて作成されることとなり、この結果、積算・見積業務、施工管理・検収などの単位・区分が工事工種体系を基本とすることとなる。

このため、共通仕様書の内容を工事工種体系のレベルや順序に合わせることで、工事目的物毎の施工内容や満たすべき規定の記載箇所、仕様が明確となり、契約内容が明確化される。

３．２　工事工種の体系に沿った構成

新たな共通仕様書では、将来的な工事工種体系の拡大を視野にいれて、従来の章・節・条からなる構成に編を追加した、編・章・節・条の４つで構成し、それぞれ工事工種体系のレベル・用語名称・ツリーの構成順序に対応させることにより、工事工種体系との一貫性のある関係で構成することとした。工事工種体系と関連づけた共通仕様書の全体構成の考え方は表－3.1のとおり。

表－3.1 全体構成の考え方

（１）　仕様書の記載範囲は、工事工種体系の完了工種あるいは現行仕様書に記載されている工種とし、新たに「編」構成を追加し、編・章・節・条の構成とする。

（２）　工事工種体系化が完了した工種は、現行仕様書に記載のない工種も含めて、原則として工事工種体系に合わせた名称・順序で構成する。

（３）　工事工種体系のうち共通的な工種は重複をさけるため、共通編としてとりまとめる。共通編は、工事工種体系の部分的な抽出を基本とした構成とする。

（４）　現行仕様書にあるが、工事工種体系が未整備の工種は、当面（工種体系が整備されるまでの間は）適用などの構成のみの変更とし、基本的には現行仕様書の構成とする。

（５）　各工事に共通的に使用される工種を第１編 共通編とし、以下の内容で構成するものとする。なお、共通編内の構成は、工事工種体系を念頭に置いたものを基本とする。

１．現行仕様書での共通的内容（総則を含む）
２．共通的な材料に関する事項
３．工事工種体系での共通的工種
４．各編の全てに重複して用いられる施工工種（レベル３）

（６）　工種体系レベルと仕様書構成との関係は下表のとおりとする。

仕様書の構成	仕様書付番方法	工種体系上の区分	具　体　例
編	第１編	事業分野	河川、砂防、海岸、ダム、道路
章	第１章	工事区分（レベル１）	築堤護岸、砂防ダム、道路改良
節	第１節	工　　種（レベル２）	河川土工、護岸法覆工、擁壁工
条	１－１－１※	種　　別（レベル３）	掘削工、植生工、場所打杭工

※ 条の付番方法は、現行の「第○○○条」から「○-△-□」に変更し、章・節番号との関係を明確化

このうち、編構成の追加の理由は、第一は、工事工種体系が工事目的物毎に体系化（クローズした構成）されているため、工事目的物が明確で、わかりやすい反面、土木構造物の基本要素別を主体とした従来の構成と比較すると構成項目数が多くなること。そして第二は、遮音壁などこれまでは含まれていなかった工種や、公園・下水道など従来対象としていない分野についても工事工種体系化の範囲として計画されているため、仕様書の対象工種が多くなること。さらに第三は、工事工種体系の「事業分野」に相当する内容が、従来では、数章に亘る構成（例えば砂防関係章は現行では17～19章、ダム関係章も20～22章と３章に亘っている）となっており、これをとりまとめた区分が仕様書においても必要であると考えたためである。

一方、工事工種体系は工事目的物毎にクローズした構成で体系化されていることから、上記の関係で単純に仕様書を作成した場合、擁壁や橋脚における基礎杭など、基本的には同じ仕様書の記載とすべきものが、工事工種体系上は個別のツリーとなっているため個々の表現での記載となる恐れもある。

このため、第１編に工事工種体系上の「事業分野」区分とは別に、総則・材料及び共通的工種を内容とするした共通編を設定し、各工事で共通的に必要となる仕様をとりまとめている。これにより、仕様書の記述内容を統一化し、構成の簡素化を図ることとした。

また、工事工種体系の整備が段階的に行われることから、暫定期間の現場での対応を考慮して、従来仕様書にある工種は、体系整備が未了でも、当面（工事工種体系が整備されるまでの間）は従来の構成を基本に章・節・条を構成する方法で全体構成に含めることとした。

表－3.2に、本方針で抜本的に見直した平成７年度の土木工事共通仕様書の全体構成（工事工種体系のパイロット工種に対応）を示す。また、表－3.3に仕様書構成と工事工種体系の分類との関係を示す。

なお、工事工種体系の拡大に合わせて、平成８年度についても上記の考え方に従って改訂される予定である。

表－3.2 仕様書の全体構成（工事工種体系のパイロット工種に対応）

編	章　構　成	備 考（従来（６年度）仕様書対応章等）
第１編 共通編	第１章　総則	第１章　総則
	第２章　材料	第２章　材料
	第３章　一般施工	第３章　一般施工
	第４章　土工	第９章　土工
	第５章　無筋、鉄筋コンクリート	第４章　無筋、鉄筋コンクリート
第２編 河川編	第１章　築堤護岸	第１５章　護岸・水制工
	第２章　浚渫（川）	
	第３章　樋門・樋管	第１６章　水門、樋門及び樋管
	第４章　水門	
第３編 海岸編	第１章　堤防・護岸	第２３章　海岸工
	第２章　突堤・人工岬	
	第３章　海域堤防	
	第４章　浚渫（海）	
	第５章　養浜	
第４編 砂防編	第１章　砂防ダム	第１７章　砂防ダム
	第２章　流路	第１８章　山腹砂防
	第３章　斜面対策	第１９章　地すべり防止工
第５編 ダム編	第１章　コンクリートダム	第２０章　コンクリートダム
	第２章　フィルダム	第２１章　フィルダム
	第３章　基礎グラウチング	第２２章　基礎グラウチング
第６編 道路編	第１章　道路改良	☆遮音壁等を新規作成
	第２章　舗装	第10章 路盤工　第11章 ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装 第12章 ｱｽﾌｧﾙﾄ基層工　第14章 道路付属構造物
	第３章　橋梁下部	☆
	第４章　鋼橋上部	第７章 鋼橋　第８章 塗装（一部含まず）
	第５章　コンクリート橋上部	第６章　ＰＣ橋
	第６章　トンネル	第５章　トンネル
	第７章　道路維持	第１３章 道路維持（交通安全施設を含む）

※ ① ▒ は、平成７年度より工事工種体系に沿った構成とする範囲。
② 上記以外は、工事工種体系の進捗に合わせて順次整備していくこととしている。
③ ☆は従来仕様書になく、ﾊﾟｲﾛｯﾄ工種に含まれる工種

表－3.3 工事工種体系と共通仕様書構成との関係

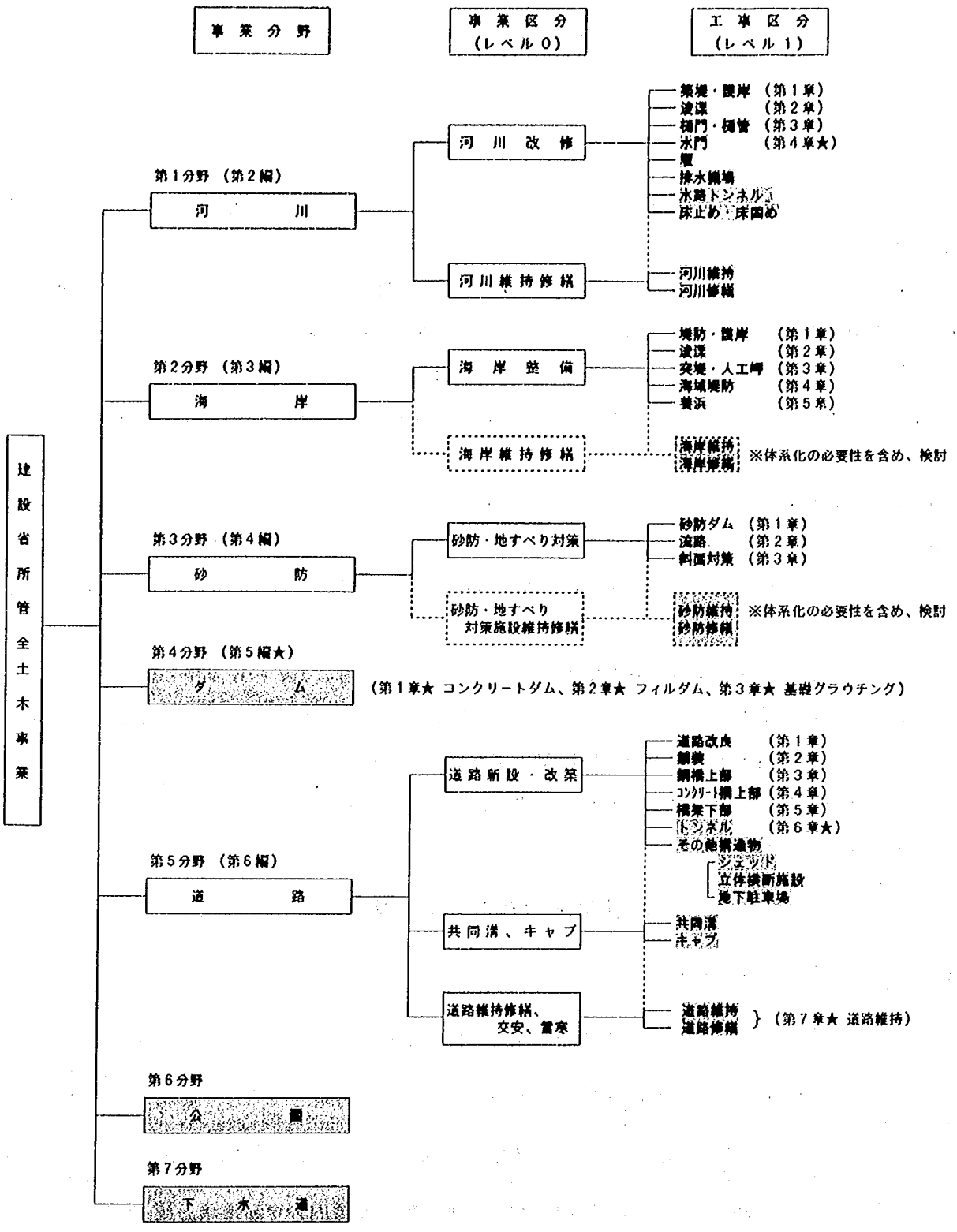

※ 注）①▒▒は、パイロット工種以外の工種を示す。

②カッコ書きは、平成7年度版の共通仕様書の編・章構成を示す。但し、仕様書第1編は共通編を予定。

③仕様書編・章のうち★印を付したものは、当面（体系完了までの間）、現行仕様書構成に準じる構成の部分を示す。

④事業区分とは、予算制度上及び事業執行上の区分を示す工事工種体系上の階層区分（レベル0）。

⑤工事区分とは、通常1件の工事を発注する単位区分を示す工事工種体系上の階層区分（レベル1）。

３．３　章内構成の標準化

先に述べたとおり、編・章・節・条の構成は工事工種体系のレベルに対応させることとしたが、このうち章に対応するのは、レベル１（工事区分）であり「工事発注ロット」と工事工種体系上、定義されるものである。つまり、１件の工事を考えた場合、仕様書を利用しやすいように、それぞれの章で工事の仕様を系統だって示す必要がある。

構成の原則に従って、章内の構成項目を工事工種体系対応のみとした場合、他章や、章と節、節と条の関係などを記載することが困難で、利用しずらいものとなる。

一方、従来の仕様書では、章（節）の冒頭の節（条）に、「通則」や「一般」などの名称で、章（節）内全般に関わる事項などを記述している部分があり、また、他機関の仕様書では、「適用」などの名称の節（条）で、章（節）内の適用工種の説明をしているものもある。

新たな仕様書では、これらを参考に工事工種体系に沿った構成に、同体系以外の構成を追加して章内の構成を標準化することで、内容の分かりやすいものとしている。

具体的には、各章の第１節を「適用」として、章内に含まれる工種（レベル２）を列挙するとともに、他章との関係や章内全般に亘る事項なども記述することとした。また同様に、各節の第１条も「一般事項」として節内工種（レベル３）を示すなど、章、節、条の関係を結びつける構成を設定し、適用工種の明確化を図ることとした。

また、各章の第２節を「適用すべき諸基準」として設定し、示方書などの技術基準との関係を記述することで施工上必要となる基準を明確化しており、さらに各節の第２条を「材料」として設定し、（共通編材料章に含まれていない）節内工種での使用材料に要求する品質規格などを示すこととした。（従って、これに続く節・条（第３節及び第３条以降となる）が工事工種体系に沿った構成となる。）

章内の基本構成を表－3.4に示す。

表－3.4 仕様書の章内の基本構成

仕様書基本構成	構成名称	記載内容
第１節	適用	①章内の記述工種②他章との関係③章内の全般事項 等
第２節	適用すべき諸基準	基準名の明示により重複部分の仕様書での記述を省略
第３節以降	レベル２名称	工事工種体系の工種（レベル２）の仕様を記述
0-3-1(第１条)	一般事項	①節内の記述工種の説明②節内の全般事項を記述
0-3-2(第２条)	材料	共通編材料章以外の節内工種に使用する材料を記述
第３条以降	レベル３名称	工事工種体系の種別（レベル３）の仕様を記述

３．４　条文の記述方法

既述したとおり、新たな仕様書の構成では条が工事工種体系のレベル３（種別）に対応している。従って、それぞれの条文では、このレベル３の内容について必要な仕様を記述することとなるが、工事工種体系のレベル３には、それぞれ取引項目となるレベル４（細別）が従属しており、また、レベル４も契約条件として工事数量総括表に記述される項目となることとから、各条の記述にあたっては原則としてレベル４項目の施工における必要な仕様を既述することとした。表－3.5に仕様書の具体的な条文記述項目を示す。また、条内の構成も標準化することとし、あわせて従来、不統一であった図・表の付番方法などについても標準を定めた。（表－3.6参照）

なお、一部の機関で記載項目としていた「数量の検測」については、①すべての採用機関は総価契約方式としている建設省と異なる総価単価契約方式である、②採用機関ではすべて「支払い」とセットとなっており条文内容から「支払い」のための規定と考えられる、ことから記述項目から除外することとした。

また、契約内容の明確化のため、これまでの改訂と同様、文章表現を明確にするための改善も行っている。（表－3.7参照）例えば、条文の語尾について標準を定め工種間での整合性を図ったり、またＪＩＳ規格については、ＪＩＳ名称とともにＪＩＳ番号を併記し、誤指定などミスの生じにくくなる改善を行っている。

なお、平成７年度よりＪＩＳが全面的に移行したＳＩ単位系についても技術基準での対応状況も加味して、今回の改訂では、原則として従来単位系にＳＩ単位系を併記した対応（ＳＩ単位系の第一段階の対応）を図っている。

表－3.5　条文での記述項目

1）費用負担等の責任関係
2）承諾、協議事項などの監督行為
3）特記事項
4）書面等の手続き
5）準拠すべき基準
6）用語の定義
7）定量的な基準・規格
8）施工方法の規定
9）その他、施工上の留意事項など

表－3.6　付番方法の標準化

条内の付番方法

構成名称	付番方法	備考
条レベル	1－2－3	工事工種体系のレベル３に対応
項レベル	1.	原則として工事工種体系のレベル４に対応
号レベル	(1)	項数が多い場合などは設定可 （通常は設定しない） 目安としては、項数が２０以上となる条
号の下レベル	①	

※ 号の下（「①」）以下は設定しない。

図・表の付番方法

付番方法	記載例
○－○ 図及び表名称 ↓ ↘ 章番号　章内での通し番号	（第２章　舗装工の例） 表２－５　安定処理路盤

※ 図及び表の通し番号は、それぞれ独立した付番とする。

表－3.7　文章表現の改善等

（１）文章表現

項　目　名	留　意　内　容
曖昧な表現の排除	「原則として」、「十分な」、「関連○○」、「○○等」などの曖昧な表現を極力排除する。
主語の明確化	「請負者は」、「監督職員の」など主語を明確に記述する。
時期の明確化	実施・判断時期を明確に記述する。 「あらかじめ」・「事前に」→「工事着手前に」
用語定義の明確化	工種体系を基本とした用語名称・定義とする。
規格・基準値の明確化	定量的な数値基準は具体的に記述する。 「作業に適した大きさ」→「３０cm以下」

（２）条文語尾の標準型

条　文　区　分	標　準　語　尾　例
①「人」が主語の場合	・「･･･なければならない。」とする。 ・但し、文の途中では「･･･ものとし」を用いてもよい。
②「もの」が主語の場合	・「･･･するものとする。」を基本とする。
③適用基準、他編等の引用の場合 （施工全般の場合）	・「･･･の規定によらなければならない。」 （「人」が主語の場合） ・「･･･の規定によるものとする。」（「もの」が主語の場合）
④適用基準、他編等の引用の場合 （材料規格のみの場合）	・「･･･の材料は、･･･の規格に適合するものとする。」

（３）ＪＩＳ規格の表現方法

ＪＩＳについては、ＪＩＳ番号にカッコ書きでＪＩＳ名称を併記する。

①条文中で記述する場合の例

> 4-3-1 一般事項
>
> ３．請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の一級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。

②材料規格値として表示する場合の例

> 4-3-2 材料
>
> １．・・・に使用する材料は、以下の規格に適合するものとする。
>
> JIS A 5001　（道路用砕石）
>
> JIS A 5015　（道路用鉄鋼スラグ）

（４）ＳＩ単位に係わるものの表現方法

ＳＩ単位に係わるものは、原則として従来の単位系・数値とともに、（）書きでＳＩ単位系・数値を併記する。

３．５　工事工種体系リンクによる問題点と対応

これまで述べてきた方法により、工事工種体系との関係が明確化となる仕様書に改訂することとしたが、工事工種体系の特徴による仕様書対応上の問題点もあり、対応を図っている。これらについて、以下で述べる。

３．５．１　重複内容の記述方法

今回の改訂では、工事目的物毎に作成された工事工種体系を基本に仕様書の構成を決定した。従って、工事工種体系と同様に工種によっては、複数の章や節などで構成が生じてしまうこととなり、統一化・簡略化のため、共通仕様書では共通編を設定したことは既述のとおりである。

しかし、重複関係はさまざまであり、共通編の要件とはならなくとも、特定の工種間で重複している項目もあるため、これらの関係を考慮して同じ内容となる項目の記述方法を定めている。

重複する内容については、それぞれで記述する方法と重複を避けた記述とする方法が考えられるが、全てについて重複記述とした場合、工事工種体系の方針から、仕様書が膨大となり、また、同じ内容とすべき記述に違いが生じたり、改訂時の作業が煩雑で修正ミスなどが生じやすいものとなることが考えられる。一方、重複を避けた記述とした場合は、記述箇所をあちこち探すなど業務上煩雑となることが考えられる。

今回の改訂にあたっては、ある工事での仕様書の利用範囲を考慮して、重複記述を避けることとし、これを越える場合は、重複記述を許す関係とした。

工事工種体系は各事業分野内でクローズして作成されており、例えば河川事業分野の築堤護岸（レベル１）工事において（工事工種体系上は築堤護岸の体系に含まれていない）水路工（レベル２）を行う場合は、（水路工の体系が含まれている）樋門・樋管（レベル１）に従属する水路工（レベル２）の体系を引用することとしている。　このため、改訂仕様書では、全工事で共通的に適用される共通編と当該工事で必要となる編（河川関係工事では河川編となる）の２編を基本構成ユニットとして、このユニット内で重複をさけることとした。

具体的な重複内容の記述方法を表－3.8に示す。

３．５．２　工事工種体系用語の対応

今回の改訂では、工事工種体系との関係の明確化を図ることを主眼としており、用語名称についても工事工種体系と合わせることとしている。工事工種体系では、関連する技術基準類などを参考に一般的な用語を用いているが、同じ工種・施工項目を意味するものでも、工種間で異なる名称で一般的に用いているものもあり、これらについては、工種間の整合を図るため類似用語を統一したり、新たに定義したものもある。

これらの用語は、そのまま契約図書であり工事の内容を示す工事数量総括表に記載されることとなるが、

表－3.8　重複内容の記述方法

（1）　基本的に共通編と第2編以下のいずれか1編での構成（構成ユニット）で、重複記述を避けるように記述するのを原則とする。従って、第2編以下の複数の編での重複記述は可とする。

（2）　構成ユニットにおける重複内容の記載箇所の優先順位は以下のとおり。

①共通編と個別編で重複した場合は、共通編にて具体的内容を記述する。

②編内で重複する場合は、原則として最初の出現箇所で記載する。

（3）　具体的内容の記述を他の編・章等に記述させた場合の記載箇所の明示方法は以下のとおり。

①節レベル（レベル2）で重複する内容の項目は、

・引用側では、「第1節 適用」で記載箇所を明示し、重複項目としては節立てしない。

・重複内容を記述する側では、通常の記述のみとし、他で引用されるなどの記述はしない。

②条レベル（レベル3）で重複する内容の項目は、

・引用側でも、条（○-△-◇）立てし、条文の記述で記載箇所を示す。

・重複内容を記述する側では、通常の記述のみとし、他で引用されるなどの記述はしない。

工事工種体系で固有に定義した用語は受注者側にとっては理解しづらく、誤解を招く恐れもある。

従って、工事工種体系で新たに定義し一般的な土木技術者が判断不能な用語や、違う内容をイメージする用語については、用語の意味が理解出来るように仕様書上での対応を図ることとした。具体的には、工事工種体系が浸透するまでの暫定期間の対応であることを考慮して、体系用語の直後に（ ）書きで旧語（慣用用語）を示すこととしている。

また、工事工種体系用語と一般用語を判別しやすいように、条文中で記述する必要がある場合は、工事工種体系用語として名詞で用いる場合はレベル名称と一致させ、一般的な動詞としてもちいる場合には、送りがなを含めて一般用字方法で記述することとした。

工事工種体系用語の仕様書での対応方法を表－3.9に示す。

表－3.9　工事工種体系用語の対応方法

（１）対応方法

・工事工種体系固有のレベル名称については、カッコ書きで慣用用語を併記するものとする。また、節・条などの構成名に慣用用語を併記する場合は、条文中ではカッコ書きは付さないものとする。但し、ﾚﾍﾞﾙ４名称など、条文中でのみ出現する場合は、条文中の初めて出現する箇所でのみカッコ書きを併記するものとする。

・レベル３、４名称を名詞として用いている場合は、工種体系の用語に合わせた記述とし、体系との関係の明確化を図る。

但し、動詞・形容詞などとして用いる場合は、一般の日本語で表現することとし、厳密に体系に一致させることはしない。

（２）工種体系用語の対応例

用　語　の　分　類	具　体　例	対　応　例
一般的な土木用語でなく、大多数の土木技術者に意味の説明が必要と思われるもの	作業土工 作業残土処理工	作業土工（床堀り、埋戻し） 作業残土処理工（残土搬出工）
一般的な用語であるが、大多数の土木技術者が通常、連想する内容と異なる定義のもの	（道路土工での） 掘削工	掘削工（切土工）

（３）条文中での対応例

例－１）海岸編1-3-3：「･･･捨石の基礎部分の施工については、･･･」

→ﾚﾍﾞﾙ４名称（「捨石基礎工の施工に･･･」とはしない）

例－２）共通編3-3-5：「モルタル吹付にあたっては、吹付け厚さが･･･」

↑　　↑

ﾚﾍﾞﾙ４名称（「け」はつけない）　一般の日本語（「け」をつける）

3．6　改訂仕様書の標準記載例

今回の改訂仕様書の標準記載方法を表－3.10に示す。記載方法は、既述した改訂の考え方を集大成したものであり、共通編の総則章、材料章を除くすべての章で本方法により改訂仕様書が作成されている。

表－3.10において、□で囲った部分は工事工種体系での該当するレベル名称となる部分であり、このことからも改訂仕様書が工事工種体系と密接な関係にあることが理解される。

また、今回改訂した仕様書の例と工事工種体系との関係を表－3.11に示す。

表－3.10　仕様書の標準記載方法

第◎編 △△編

第○章 レベル1

第1節　適用

1．本章は、編名工事におけるレベル2、‥‥、レベル2その他これらに類する工種について適用するものとする。

2．レベル2は、第1編第○章第△節レベル2の規定によるものとする。

3．本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。

4．請負者は、○○の施工に際し、△△の対策を講じなければならない。

5．‥‥‥‥‥

第2節　適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類及びその他の関係基準等によらなければならない。

○○学会　△△示方書（平成○年△月）

建設省　　××△指針（昭和△△年□□月）

‥‥‥　　‥‥‥‥‥‥

第△節 レベル2

○-△-1　一般事項

1．本節は、レベル2としてレベル3‥‥、レベル3その他これらに類する工種につ

いて定めるものとする。

2．請負者は、○○の施工については、施工前に△△を行わなければならない。

3．請負者は、レベル2の施工にあたって、△△示方書第×章○○工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

4．路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、切土部においては掘削仕上り面下1m以内の部分をいうものとする。

5．・・・・・・・

(○-△-2　材料)

1．××は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

JIS A ・・・・　(・・・・・)

JIS G ・・・・　(・・・・・)

2．請負者は、××の施工に使用する材料については、施工前に監督職員に品質証明書を提出し、承諾を得なければならない。

3．・・・・・・・

○-△-3　レベル3

1．請負者は、レベル4の施工については、××を行わなければならない。

2．レベル4の施工については、第◎編○-△-□　××工の規定によるものとする。

3．請負者は、レベル4の施工については、△△示方書第×章○○工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

4．請負者は、○○にあたり・・・が140kg/cm²(13.7N/mm²)以上としなければならない。

5．請負者は、○○にあたっては、××しなければならない。

6．・・・・・・・・

○-△-4　レベル3

1．レベル3の施工については、第◎編○-△-□　××工の規定によるものとする。

2．・・・・

表－3.11 改訂仕様書と工事工種体系との関係（例示）

改訂仕様書例	該当工事工種体系	考え方
第3編 海岸編	海岸整備（事業分野）	
第1章 堤防・護岸	堤防・護岸（工事区分：レベル1）	
第1節 適用 1．本章は、海岸工事における海岸土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、水路工、附属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。		・適用範囲の明確化のために章内に含まれる節（レベル2）を記述
2．海岸土工は第1編第4章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、地盤改良工は第1編第3章第7節地盤改良工、構造物撤去工は第1編第3章第8節構造物撤去工、仮設工は第1編第3章第9節仮設工の規定によるものとする。	河川土工（工種：レベル2）	・河川土工、地盤改良工、構造物撤去工及び仮設工は共通編で記述し、適用でこの関係のみ記述
3．本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。 4．請負者は、海岸工事の施工にあたっては、特に潮位及び潮流・波浪に対する安全を確認した上で施工しなければならない。 5．請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。また、潮位観測については、設計図書によるものとする。 6．請負者は、台風等の異常気象に備えて作業前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。 7．請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局部的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。		
第2節 適用すべき諸基準 請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類及びその他の関係基準等によらなければならない。 土木学会　海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）　（昭51年12月） 土木学会　水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）　（平成3年5月）		・適用基準との関係の明確化のため適用すべき基準名を記述
第3節 護岸基礎工 1-3-1 一般事項 1．本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、既製杭工その他これらに類する工種について定めるものとする。	護岸基礎工（工種：レベル2）	・適用範囲の明確化のために節内に含まれる条（レベル3）を記述 ・節内の各条に共通する事項について記述
2．請負者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。 3．請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、目地の施工位置は設計図書により施工しなければならない。 4．請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。 5．請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。 6．請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。		
1-3-2 材料 1．護岸基礎に使用する捨石の寸法及び重量ならびに比重は、設計図書によるものとする。 2．護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 3．護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。		・節内で使用する材料について記述
1-3-3 捨石工 1．請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。 2．請負者は、施工箇所において波浪及び潮流により捨石基礎に影響がある場合は、施工方法について監督職員と協議しなければならない。 3．請負者は、捨石基礎の施工において、工事着手前に現地地形の確認のための海底横断測量を設計図書に示す諸元で行い、監督職員にその結果を報告し、施工に対する指示を受けなければならない。 4．請負者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。 5．請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。 6．請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。 7．請負者は、遠方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。	捨石工（種別：レベル3）	
1-3-4 場所打コンクリート工 1．請負者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締	場所打コンクリート工（種別：レベル3）	

固めを行い平滑に整形しなければならない。 2．請負者は、潮待作業で施工する場合は、施工が疎漏にならないよう工程、打込み方法等の施工計画を監督職員に提出しなければならない。 3．請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず静水中で行わなければならない。 4．請負者は、水中不分離剤を使用する場合は水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）の規定によらなければならない。 5．請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。 6．請負者は、コンクリート打設後設計図書に示す期間、海水の影響を受けないよう仮締切等により保護しなければならない。 7．請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。また、設計図書に示す位置に止水板及びスリップバーを施工しなければならない。 8．請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型とし、設計図書に示す位置に継手鉄筋と止水板を施工しなければならない。		・適用基準名を記述
1-3-5　海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工 1．請負者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。 2．請負者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。 3．請負者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。 4．請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。 5．請負者は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで脱型してはならない。 6．請負者は、コンクリートの打込み後、設計図書に示す期間、養生を行わなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。 7．請負者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは設計図書に示す強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。 8．コンクリートブロックの製作ヤードは、設計図書によるものとする。 9．請負者は、コンクリートブロック製作完了後、制作番号を表示しなければならない。 10．コンクリートブロックの仮置き場所は、設計図書によるものとする。 請負者は、仮置き場所について設計図書に定めのない場合においても、仮置き場所の不陸を均さなければならない。 11．請負者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分には、請負者の責任と費用負担により保護しなければならない。 12．請負者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。 13．請負者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。 14．請負者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。 15．請負者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海草等の異物を取り除き施工しなければならない。	― 海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工 （種別：レベル３）	
1-3-6　笠コンクリート工 請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、請負者の責任と費用負担により保護しなければならない。	― 笠コンクリート工 （種別：レベル３）	
1-3-7　法留基礎工 1．法留基礎の施工については、第１編 3-4-3法留基礎工の規定によるものとする。 2．請負者は、プレキャスト法留基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、請負者の責任と費用負担により保護しなければならない。	― 法留基礎工 （種別：レベル３）	・法留基礎工は共通編で記述しているため、引用する関係を記述 ・本条に特有の事項について記述
1-3-8　矢板工 1．矢板工の施工については、第１編 3-3-3矢板工の規定によるものとする。 2．現場打コンクリート基礎及び笠コンクリート基礎との接合部の施工は、設計図書によるものとする。	― 矢板工（種別：レベル３）	・矢板工は共通編で記述しているため、引用する関係を記述
1-3-9　既製杭工 1．既製杭工の施工については、第１編 3-4-4既製杭工の規定によるものとする。 2．現場打コンクリート基礎及び笠コンクリート基礎との接合部の施工は、設計図書によるものとする。	― 既製杭工 （種別：レベル３）	・既製杭工は共通編で記述しているため、引用する関係を記述

おわりに

平成７年５月に公共工事標準約款が改正され、これを受けて、建設省の工事請負契約書も改正された。また、土木工事共通仕様書についても、工事請負契約書と整合を図った総則の見直しと本報告の工事工種体系との関連を図るなどの抜本的な改訂を行い、平成７年１０月より適用されたところである。今回の改訂により、工事数量総括表と共通仕様書が密接に関連づけられることとなり、利用者にとってわかりやすいものとなったと考えている。

今後は、現在順次整備されている工事工種体系の拡大に合わせて今回の改訂方法に従って仕様書の見直しを図るとともに、実際の工事での利用状況を踏まえた検証を行い、より適確な土木工事共通仕様書として整備していくこととしている。

また、今回の改訂では詳細な検討まで至らなかった個々の条文内容の照査や、現状での技術水準を考慮した仕様書内容の見直しなど、本質的な仕様書要件について今後、更に検討を加えていくことも重要であると考えている。

なお、本報告の内容は、主として土木工事共通仕様書ワーキングを通じて検討した結果をとりまとめたものであり、大臣官房技術調査室 逢坂技術管理第一係長をはじめ、関東地方建設局技術調査課の矢花補佐、石川施工係長、隅田技官、(前)水田技官などのワーキングメンバー、並びに各地方建設局の方々から貴重なご意見を賜った。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

参　考　資　料

1．国内外の他機関の仕様書調査結果

2．仕様書のアンケート調査結果

＊＊＊＊＊＊＊＊　参考資料目次　＊＊＊＊＊＊＊＊

１．他機関の仕様書調査結果 …… ３７

１－１．収集文献一覧表 …… ３７
１－２．国内他機関の仕様書調査結果 …… ４１
１－３．国外機関の仕様書調査結果 …… ４９

２．仕様書アンケート結果 …… ５５

１．　他機関の仕様書調査結果

１－１．　収集文献一覧表

収集文献等一覧表（国内）

○共通仕様書関連

機関名		仕様書名（書籍名）	発行所	発行年月	備考
省庁関係	建設省	土木工事共通仕様書（土木工事必携）	(社法)関東建設弘済会	H５．４	６年度版の新旧対照表あり。６年度版の印刷物は６月末発行予定。
	運輸省港湾局	港湾工事共通仕様書	日本港湾協会	H６．３	運輸省港湾局編集。S38制定。S46,S51,S58,H3で改訂。 H3改訂では、契約条件、責任所在、権利及び義務の明確化等を図る H6改訂時に調査と工事の仕様書を分割（製本は合本）
	運輸省第二港湾建設局	空港土木工事標準仕様書	二交会	H５．６	運輸省第二港湾建設局監修。空港土木工事に適用。
公団関係	住宅・都市整備公団	工事共通仕様書	(財法)住宅弘済会	H３．４	総則編,地盤・土質調査編,土木編,造園編,建築編,電気編,機械編の７編で構成。
	水資源開発公団	土木工事共通仕様書（土木請負工事必携）	(財法)水資源協会	H２．１	内容的に関東地建の土木工事必携と同様のものを収録。 仕様書は、総則、材料、一般施工など９編で構成。
	ＪＨ日本道路公団	土木工事共通仕様書	(財法)道路厚生会	H５．４	６年度改訂あり。新旧対照表は6/上旬入手予定。印刷は暫定明け。
		維持修繕等共通仕様書		H４．４	維持修繕工事（単価契約を含む）版
	首都高速道路公団	土木工事共通仕様書	(財法)首都高厚生会	H４．７	維持修繕工事については別途仕様書あり。
他	ＪＲ東日本旅客鉄道	土木工事標準示方書	(社法)日本鉄道施設協会	H５．４	軌道及び保全関係は、別途仕様書あり。

○その他（ＪＨ日本道路公団：技術文献検索システムより抽出）

文献名	作成年月	内容
土木工事共通仕様書等の検討業務委託報告書	1989.3	外国企業に適用可能な契約書・仕様書総則の検討。２章以降も若干検討。
海外における公共事業実施に関する調査研究委託業務(その２)報告書	1991.2	海外企業の受注を想定した場合の仕様書の問題点を整理し、対処方針を検討。 鋼橋工事の仕様書の改訂案をモデルとして提案。
土木工事共通仕様書の改正作業	1975.10	契約条件の明確化、工事管理の合理化等に向けた検討状況の報告。
工事請負契約書の運用解釈及び特記仕様書の追記事項について	1974.1	公共工事標準請負契約約款の改正（Ｓ４８）に伴い改正した、ＪＨ契約書の解釈と特記仕様書追記事項の記述。
名神高速道路 土木工事共通仕様書	1960.5	仕様書における和英対照が可能。
名神高速道路 土木工事共通仕様書（英文）	1960.5	

収集文献等一覧表（海外）

○仕様書関連

機関名		仕様書名	発行年月	備考
国家	米国陸軍省工兵隊	Technical Specifications		FC/MR&T, Big Sunflower River, Steele Bayou Basin, Mississippi Swan Lake Structures, Site "B" （ｾｸｼｮﾝ03308ｺﾝｸﾘｰﾄ訳有り）
				Sacrament Urban Area Levee Reconstruction Project, Greenhaven - Pocket, Phase 1 の２つのプロジェクトの仕様書より （訳無し）
	米国内務省開拓局	Standard Specifications		平成４年度　河川工事の管理手法に関する検討業務委託　報告書 （財）国土開発技術研究センターより （目次構成、一般的内容資料がある）
		Specifications		ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｸﾘｰｸ堤防及びﾎﾟﾝﾋﾟﾝｸﾞﾌﾟﾗﾝﾄ、ﾜｲｵﾐﾝｸﾞ州、ﾋﾞｯｸﾞ・ｽﾛｰﾝ、ﾐｽﾞｰﾘ川流域ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ（上記報告書別冊より　標準仕様書と構成が違う）
州	カリフォルニア州交通局	Standard Specifications	1992 July	やや古いが第１編総則（第１章～第９章）、第19章土工事、第49章杭打ち、第51章ｺﾝｸﾘｰﾄ、第52章鉄筋、第55章鋼構造、第90章ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ訳あり
	ミシシッピー州交通局	Standard Specifications for Road and Bridge constructions	1990	目次構成の訳有り

１．　他機関の仕様書調査結果

１－２．　国内他機関の仕様書調査結果

各機関の仕様書等調査結果一覧表

項目		建設省（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	運輸省（港湾工事共通仕様書） 平成３年３月	水資源開発（土木工事共通仕様書） 公団　平成２年１月	日本道路公団(土木工事共通仕様書) 平成５年４月	ＪＲ東日本（土木工事標準示方書） 平成５年４月	備考
契約方式（一般土木工事）		総価契約	総価契約	総価契約	総価単価契約	総価単価契約	
共通仕様書の構成	工種等の分冊方法	①調査と工事で分冊 （営繕等土木以外も別冊） ②工事仕様書では維持修繕も含む	①港湾工事と空港工事で分冊 ②調査も工事共通仕様書と合本 ※ ※H6.3改訂で章立てで分離	①調査と工事で分冊 （営繕等土木以外も分冊） ②維持修繕関係はなし （工事仕様書にも含まれない）	①調査と工事で分冊 （建築等土木以外も分冊） ②工事は建設と維持修繕で分冊	①調査と工事で分冊 （軌道工事は別冊） ②維持修繕（営業線工事）は別冊	
	他基準等との分冊方法	①工事必携として施工基準・出来形基準及び関連仕様書と合本	①共通仕様書単独で製本	①工事必携(建設省と同様)に仕様書を収録 ②提出書類様式も工事必携に収録	①共通仕様書単独で製本 ②提出書類様式、項目索引が巻末にあり	①共通仕様書単独で製本 ②巻末に施工管理基準、管理書類の様式があり	
章構成	構成区分	章・節・条・「1.」・「(1)」・「①」	章・節・「1-1-1」・「1)」・「(1)」	編・章・節・「1.1」・「1.」・「(1)」	章・「1-1」・「1-1-1」・「(1)」・[(i)」	「1.」・「1-1」・「1-1-(1)」・「(1)」・「ｱ)」	
	構成方法の特徴	①「材料」を章立て ②共通章として「材料」・「一般施工」・「無筋、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ」あり	①「材料」は各工種で記述 ②「施工管理」を章立て	①「材料」を章（編）立て ②編構成は「材料」・「一般施工」以外は構造物等で大分類	①「材料」は各工種で記述 ②くい・法面工・排水構造物を「一般施工」とせずに章立て	①「材料」は各工種で記述 ②「トンネル工」を山岳・シールドで区分して章立て	
節等の構成	基本構成	①一般 ②材料 ③施工	①適用の範囲 ②材料 ③施工	①適用 ②一般 ③材料（設計図書による等の記述） ④施工	①適用範囲 ②適用すべき諸基準 ③材料 ④種別（単価表区分の説明） ⑤数量の検測 ⑥支払	①適用範囲 ②施工計画書 ③施工管理者 ④材料 ⑤施工	
	構成方法の特徴	①「適用」はなし ②「材料」を章及び節で項目立て	①「品質管理試験」等、施工管理項目を項目立て	①「材料」を章及び節で項目立て ②「適用」で適用基準も記載 ③建設省構成に非常に近い	①「適用すべき諸基準」を項目立て ②「種別」について項目立て ③「検測」、「支払」について項目立て	①「施工計画書」、「施工管理者」を項目立て	
記載内容	①責任関係の記載	①指示、承諾等の責任関係の記載あり	①指示、承諾等の責任関係の記載あり	①指示、承諾等の責任関係の記載あり	①指示、承諾等の責任関係の記載あり	①指示、承諾等の責任関係の記載あり	
	②関連基準との関係	②原則として仕様書で関係基準内容を記載（「関係基準によるとはしていない」）	②示方書等の基準との関係記載 関係基準を適用する場合基準名のみ記載	②関係基準との補完関係を記載。 原則として関係基準記載事項も仕様書で重複記載	②「適用すべき諸基準」で記載の規格値等は記載していない。 「適用すべき諸基準」間の優先順位、仕様書との補完関係の基準なし 適用基準として公団基準も記載	②「適用範囲」で定めの無い事項を法令等によると記載。 関連基準は「適用範囲」に注書きで記載（発行年度も記載）	
	③その他	③一般事項、注意事項的記載が多く見受けられる。	③品質管理・出来形基準を仕様書で記載(「施工管理」の章で記載)	③設計図書・指示等を枠囲みで表示 注意事項的記載は建設省と同様。	③単価表(数量総括表に相当)項目を項目番号化し名称・単位を設定し仕様書と単価表・図面等を整合	③施工管理者の資格要件を工種毎に記載。 施工計画書も工種毎に記載事項を指定し承諾。	

各機関の仕様書全体構成の比較一覧表

機関名 制定年	建設省（土木工事共通仕様書） 平成５年４月		運輸省（港湾工事共通仕様書） 平成３年３月		水資源開発公団（土木工事共通仕様書） 平成２年１月		日本道路公団（土木工事共通仕様書） 平成５年４月		ＪＲ東日本（土木工事標準示方書） 平成５年４月		備　考
章（編）の構成及び名称	１章	総則	１章	総則	１編	総則	１章	総則	１章	総則	
	２章	材料	２章	深浅測量	２編	材料	２章	土工	２章	土工	
	３章	一般施工	３章	探査工	３編	一般施工	３章	軟弱地盤処理工	３章	掘削土留工	
	４章	無筋、鉄筋コンクリート	４章	土質調査	４編	ダム	４章	のり面工	４章	基礎工	
	５章	トンネル	５章	環境調査	５編	水路工	５章	用・排水構造物工	５章	無筋および鉄筋コンクリート工	
	６章	ＰＣ橋	６章	浚渫及び床堀り	６編	築堤・護岸・水制及び堰	６章	カルバート工	６章	プレストレスコンクリート工	
	７章	鋼橋	７章	地盤改良	７編	トンネル	７章	基礎ぐい及びケーソン工	７章	トンネル工（山岳）	
	８章	塗装	８章	洗掘防止ﾏｯﾄ及び滑動抵抗用ﾏｯﾄ	８編	道路	８章	コンクリート構造物工	８章	トンネル工（シールド）	
	９章	土工	９章	捨石及び均し	９編	橋梁	９章	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工	９章	鋼構造物の製作	
	１０章	路盤工	１０章	杭及び矢板			１０章	鋼構造物工	１０章	鋼構造物の現場組立、架設および現場溶接	
	１１章	セメントコンクリート舗装	１１章	控工			１１章	橋りょう付属物工	１１章	一般鋼構造物の製作・建方	
	１２章	アスファルト基層工及び表層工	１２章	コンクリート			１２章	トンネル工	１２章	塗装工	
	１３章	道路維持	１３章	ケーソン			１３章	舗装工	１３章	薬液注入工	
	１４章	道路付属構造物	１４章	コンクリートブロック			１４章	造園工	１４章	営林工	
	１５章	護岸、水制工	１５章	中詰			１５章	交通安全施設工			
	１６章	水門、樋門及び樋管	１６章	上部コンクリート			１６章	交通管理施設工			
	１７章	砂防ダム	１７章	舗装			１７章	雑工			
	１８章	山腹砂防	１８章	付属工							
	１９章	地すべり防止工	１９章	溶接及び切断			（参考）	維持修繕等共通仕様書			
	２０章	コンクリートダム	２０章	土工			１章	総則			
	２１章	フィルダム	２１章	埋立及び裏埋			２章	作業			
	２２章	基礎グラウチング	２２章	植生工			３章	工事			
	２３章	海岸工	２３章	汚濁防止膜工							
			２４章	施工管理							
特徴等	・一般施工で基礎工、排水構造物を記述 ・維持関係も含めて記述（道路維持）		・測量・調査を含めて構成 ・施工管理を章立てし、品質管理・出来形管理・写真管理について記述 ・材料は各章で記述		・材料・一般施工等、原則として章構成は建設省に準拠 ・ただしコンクリート工は一般施工で記述 ・維持関係の記述はなし ・ダムは一括して章立て		・維持修繕関係は別途、仕様書あり ・材料は各章で記述 ・舗装関係は舗装工で一括記述 ・基礎ぐい、のり面工、用・排水構造物工などは一般施工とせずに章立て		・軌道・保全関係は別途、仕様書あり ・材料は各章で記述 ・トンネルは山岳工法とシールド工法に区分し、章立て ・基礎工（くい・ケーソン）、鋼構造物の製作等を章立て		

各機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

機関名 制定年	建設省（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	運輸省（港湾工事共通仕様書） 平成３年３月	水資源開発公団（土木工事共通仕様書） 平成２年１月	日本道路公団（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	ＪＲ東日本（土木工事標準示方書） 平成５年４月	備　考
章 節 条 等 の 構 成	第４章　無筋、鉄筋コンクリート 第１節　コンクリート工 401条　一般 402条　材料の貯蔵 403条　レディミクストコンクリート 404条　配合 405条　材料の計量 406条　機械練り 407条　手練り 408条　運搬 409条　シュート 410条　打ち込み準備 411条　コンクリート打ち込み 412条　締固め 413条　養生 414条　施工継目 415条　アーチ形式のｺﾝｸﾘｰﾄ打ち 416条　表面仕上げ 第２節　型わく工及び支保工 417条　一般 418条　支保工 419条　型わく 420条　塗布 第４節　暑中コンクリート 425条　一般 426条　材料 427条　コンクリート打ち 428条　養生 第５節　寒中コンクリート 429条　一般 430条　材料 431条　コンクリート打ち 432条　養生 433条　凍害のコンクリート 第６節　特殊コンクリート 434条　水中コンクリート 435条　海水の作用をうけるｺﾝｸﾘｰﾄ 436条　超速硬コンクリート	第１２章　無筋、鉄筋コンクリート １節　現場練りコンクリート 12-1-1　適用の範囲 12-1-2　一般事項 12-1-3　材料 12-1-4　材料の貯蔵 12-1-5　配合 12-1-6　材料の計量及び練混ぜ ２節　レディミクストコンクリート 12-2-1　適用の範囲 12-2-2　工場の選定 12-2-3　材料 12-2-4　品質 ３節　運搬打設工 12-3-1　適用の範囲 12-3-2　準備 12-3-3　運搬 12-3-4　打設 12-3-5　締固め 12-3-6　沈下ひびわれに対する処置 12-3-7　継目 12-3-8　表面仕上げ 12-3-9　養生 ８節　型枠及び支保工 12-8-1　適用の範囲 12-8-2　構造 12-8-3　組立て 12-8-4　取外し ４節　暑中コンクリート 12-4-1　適用の範囲 12-4-2　材料 12-4-3　施工 12-4-4　養生 ５節　寒中コンクリート 12-5-1　適用の範囲 12-5-2　材料 12-5-3　配合 12-5-4　施工 12-5-5　養生 ９節　水中コンクリート 12-9-1　適用の範囲 12-9-2　施工 12-9-3　袋詰コンクリート 12-9-4　品質管理試験 １０節　プレパックドコンクリート 12-10-1　適用の範囲 12-10-2　材料 12-10-3　配合 12-10-4　施工機器 12-10-5　施工 12-10-6　品質管理試験 ６節　コンクリートの品質管理 12-6-1　適用の範囲 12-6-2　一般事項 12-6-3　コンクリート試験	第３編　一般施工 第２章　コンクリート工 第１節　適用 第２節　材料の貯蔵 第３節　配合 第４節　材料の計量 第５節　練混ぜ 5.1　機械練り 5.2　手練り 5.3　練返し 第６節　運搬 6.1　運搬車 6.2　ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ等による運搬 6.3　手押車等による運搬 6.4　シュート 第７節　打込み 7.1　打込み準備 7.2　コンクリート打込み 7.3　締固め 7.4　養生 7.5　施工継目 7.6　表面仕上げ 第８節　型枠工及び支保工 8.1　一般 8.2　支保工 8.3　型枠 8.4　塗布 第11節　暑中コンクリート 11.1　一般 11.2　材料 11.3　コンクリート打込み 11.4　養生 第12節　寒中コンクリート 12.1　一般 12.2　材料 12.3　コンクリート打込み 12.4　養生 12.5　凍害を受けたコンクリート 第13節　特殊コンクリート 13.1　水中コンクリート 13.2　海水の作用をうけるｺﾝｸﾘｰﾄ 第10節　埋設工	第８章　コンクリート構造物工 8-1　適用範囲 8-2　構造物用コンクリート 8-2-1　適用すべき諸基準 8-2-2　レディミクストコンクリート 8-2-3　現場プラントコンクリート 8-2-4　現場練りコンクリート 8-2-5　材料 8-2-6　コンクリートの種別 8-2-7　配合 (1)　試し練り (2)　示方配合 (3)　材料の変更に対する示方配合の修正 (4)　現場配合 8-2-8　運搬及び打込み (1)　一般 (2)　検査 8-2-9　養生 (1)　湿潤養生 (2)　膜養生 8-2-10　打継目 8-2-12　表面仕上げ 8-2-11　型枠及び支保工 (1)　型わくの種別 (2)　重要構造物の型わく，支保工 (3)　検査 (4)　型わく及び支保工のとりはずし 8-2-14　暑中コンクリート 8-2-13　寒中コンクリート (1)　一般 (2)　材料 8-2-15　水中コンクリート 8-2-16　橋脚及び橋台への荷重載荷 8-2-17　橋面の一時使用 8-2-18　工場製品 8-2-19　数量の検測 (1)　コンクリート (2)　型わく (3)　ｺﾝｸﾘｰﾄ，型わく以外の項目 8-2-20　支払 (1)　コンクリート (2)　型わく	第５章　無筋及び鉄筋コンクリート工 5-1　適用範囲 5-2　施工計画書 5-3　施工管理者 5-4　材料 5-4-1　セメント 5-4-2　水 5-4-3　骨材 5-4-4　鉄筋 5-5　配合 5-5-1　配合条件 5-5-2　レディミクストコンクリート 5-6　施工 5-6-4　コンクリート工 (1)　運搬 (2)　コンクリートポンプ (3)　打込み (4)　締固め (5)　表面仕上げ (6)　養生 (7)　打継目 5-6　施工 5-6-1　型わくおよび支保工 5-8　暑中コンクリート 5-7　寒中コンクリート 5-9　品質管理	鉄筋工は次項

各機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

機関名 制定年	建設省（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	運輸省（港湾工事共通仕様書） 平成３年３月	水資源開発公団（土木工事共通仕様書） 平成２年１月	日本道路公団（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	ＪＲ東日本（土木工事標準示方書） 平成５年４月	備　考
章節条の構成	第３節　鉄筋工 421条　鉄筋の加工 422条　鉄筋の組立て 423条　鉄筋の継手 424条　ガス圧接	７節　鉄筋工 12-7-1　適用の範囲 12-7-2　材料 12-7-3　貯蔵 12-7-4　加工 12-7-5　組立て 12-7-6　継手	第９節　鉄筋工 9.1　鉄筋の加工 9.2　鉄筋の組立て 9.3　鉄筋の継手 9.4　ガス圧接	8－3　鉄筋工 8-3-1　適用すべき諸基準 8-3-2　材料 8-3-3　施工 (1)　鉄筋の加工 (2)　鉄筋の組立て (3)　鉄筋の継手 8-3-4　鉄筋の種別 8-3-5　数量の検測 8-3-6　支払	5-6　施工 5-6-2　鉄筋工 5-6-3　ガス圧接	
記載要素の特徴	・「適用範囲」はなし ・「適用すべき諸基準」・「数量の検測」・「支払」はなし ・基本構成 ①一般 ②材料 ③施工 ・床堀り、支保工など一般的項目の施工等について記述している以外は仮設及共通仮設関係の記載なし。 ・共通仮設関係は、「総則」 施工計画書記載事項であり、施工管理・工事現場管理などで遵守事項等を記載しているのみ。	・「適用範囲」は各節毎にあり ・「適用すべき諸基準」・「数量の検測」・「支払」はなし ・基本構成 ①適用の範囲 ②材料 ③施工 ・仮設関係は原則的には建設省と同様 ・ただし、調査・深浅測量及び施工管理は章立てしている。	・「適用」は各章毎にあり ・「適用すべき諸基準」・「数量の検測」・「支払」はなし ・基本構成 ①適用（章毎） ②一般 ③材料 ④施工 ・仮設関係は原則的に建設省と同様	・「適用範囲」は各章毎にあり ・「適用すべき諸基準」があり ・「種別」・「定義」のあるものもあり ・「数量の検測」があり ・「支払」があり ・基本構成 ①適用範囲（章毎） ②適用すべき諸基準（以下節毎） ③材料 ④種別 ⑤数量の検測 ⑥支払 ・共通仮設関係は単価表項目へ割掛け、単価項目とはならないため、基本的に章等の見出しはなく、監督員との承諾・提出などに関係するものに留めている。 ・各単価表項目の支払欄で以下のとおり記載。 「・・この契約単価には、・・・○○の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。」	・「適用範囲」は各章毎にあり ・「施工計画書」・「施工管理者」を項目立てしている ・「品質管理」を項目立て ・基本構成 ①適用範囲 ②施工計画書 ③施工管理者 ④材料 ⑤施工	

各機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

項　　目	建設省（土木工事共通仕様書） 平成５年４月	運輸省（港湾工事共通仕様書） 平成６年３月	水資源開発公団（土木工事共通仕様書） 平成２年１月	日本道路公団（土木工事共通仕様書） 平成５年４月
適用等の記載方法	・記述なし ・「一般」として一般的注意事項を記述。 （参考）一般での記述 **第4章 無筋、鉄筋コンクリート** **第1節 コンクリート工** **第401条 一般** 1．ｺﾝｸﾘｰﾄは、構造物の安全性を確保するために必要な強度、耐久性、水密性ならびに鋼材を保護する性能等をもち、品質のばらつきの少ないものでなければならない、また、その施工時には、作業に適するワーカビリティを有していなければならない。 2．請負者は、ｺﾝｸﾘｰﾄの使用量が少量で、この章に示す事項により難い場合は監督職員の承諾を得なければならない。 3．ｺﾝｸﾘｰﾄ中の塩化物含有量の・・・・・・・・・・・・・・・・	・各節毎に記載。表現的には各節とも同様。 ・「一般事項」として建設省と同様、注意事項的な表現を記述。 **10章 コンクリート** **1節 現場練りコンクリート** **10-1-1 適用の範囲** 本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取扱うものとする。 （参考） 一般事項での記述 **10-1-2 一般事項** コンクリートは、規定の強度、耐久性、水密性ならびに鋼材を保護する性能等をもち、品質のばらつきの少ないものとする。	・「適用」のある場合とない場合あり。 **第3編 一般施工** **第2章 コンクリート工** **第1節 適用** 1．この章は、一般の無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄについて定めるものである。 2．構造物の耐久性を確保するため実施するｺﾝｸﾘｰﾄの塩化物総量規制及びｱﾙｶﾘ骨材反応対策については、別に定める「ｺﾝｸﾘｰﾄの耐久性向上仕様書」によるものとする。 3．設計図書 に明示されていないものについては、土木学会制定の「ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書」に準ずるものとする。	・各章の節構成の最初に「適用範囲」を記載。 ・節または条ﾚﾍﾞﾙで「適用すべき諸基準」も記載。 ・「適用範囲」の記載表現は各章とも同様。 **第8章 ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工** **8-1 適用範囲** この章は、無筋及び鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物等に使用するｺﾝｸﾘｰﾄ、鉄筋、型わく等の材料及び施工に関する一般的事項を取り扱う，工事は、すべて契約書類及び監督員の指示に従って厳密に施工しなければならない。 **8-2 構造物用ｺﾝｸﾘｰﾄ** **8-2-1 適用すべき諸基準** 日本道路公団　ｺﾝｸﾘｰﾄ施工管理要領 日本道路公団　日本道路公団試験方法 日本道路協会　道路橋示方書・同解説
適用基準の引用方法 （鉄筋加工の例）	・一般的注意事項を記述。（第１項） ・設計図書で加工形状が明示していないものについて道路橋示方書の内容を記載。 （第２項、道示の内容は第４～７項） **第３節　鉄筋工** **第421条　鉄筋の加工** 1．請負者は、鉄筋を設計図書に示された形状および寸法に一致し、しかも材質を害しない方法で加工しなければならない。 2．請負者は、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていないときは、本条4項から7項に従って鉄筋を加工しなければならない。 3．請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、その全作業について監督員の承諾を得なければならない。 4．標準フックとして、半円形フック、直角フックあるいは鋭角フックを用いる。半円形フックは、鉄筋の端部を半円形に180°折曲げ、半円形の端から鉄筋直径の4倍以上で6cm以上まっすぐ延ばしたものとする。 直角フックは、鉄筋の端部を90°折曲げ、折曲げてから鉄筋直径の12倍以上まっすぐ延ばしたものとする。鋭角フックは、鉄筋の端部を135°折曲げ、折曲げてから鉄筋直径の6倍以上で6cm以上まっすぐ延ばしたものとする。 フックの曲げ内半径は、次表の曲げ内半径の値以上とする。 **鉄筋端部のフックの形状** 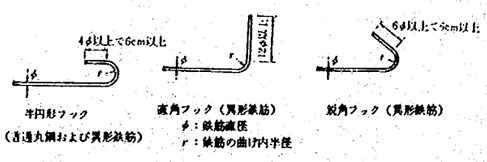 （以 下 省 略）	・一般的注意事項を記述。（第１項） ・設計図書で加工形状が明示していないものについて「ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書による」（道示内容に同じ）と記載。加工形状は記述せず。 **8節 鉄筋工** **10-8-4 加工** 1）鉄筋は、図面に示された形状及び寸法に正しく一致するよう、材質を害さない方法で加工するものとする。 2）図面に鉄筋の曲げ半径が示されていないときは、土木学会「ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書」によるものとする。 3）鉄筋は、常温で加工するものとする。やむを得ずこれを熱加工する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。	・注意事項、引用基準の記述は建設省に同じ。 ・ただし、「第1節 適用」では設計図書に明示してない事項は示方書によるとの記述あり。 第9節　鉄　筋　工 9.1　鉄筋の加工 1．鉄筋は、設計図書 に定められた形状及び寸法に正しく一致するように材質を害さない方法で加工しなければならない。 2．設計図書 に鉄筋の曲げ半径が定められていないときは、4から7までに従って鉄筋を加工しなければならない。 3．鉄筋は常温で加工するものを原則とする。 4．標準フックとして、半円形フック、直角フックあるいは鋭角フックを用いる。（図３－１参照） 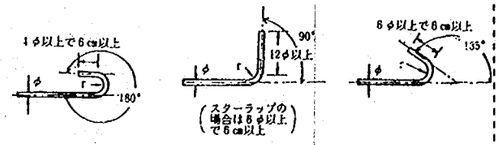 図３－１　鉄筋端部のフックの形状 軸方向引張鉄筋に普通丸鋼を用いる場合には、標準フックとして常に半円形フックを用いなければならい。 表３－５　フックの曲げ内半径 （以 下 省 略）	・監督員の「承諾」が必要な事項の記述のみ。 ・適用すべき諸基準で記載された内容については特に注意を要する部分を除き原則として記述なし。 （適用基準間の優先順位・補完関係の記述もなし） **8-3 鉄筋工** **8-3-3 施工** (1)鉄筋の加工 鉄筋の加工は、常温で加工するものする。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、その全作業について監督員の承諾を得なければならない。

種　　類		曲げ内半径（r）	
		フック	スターラップ及び溝鉄筋
普通丸鋼	SR24	2.0φ	1.0φ
	SR30	2.5φ	2.0φ

各機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>建設省（土木工事共通仕様書）
平成５年４月</th><th>運輸省（港湾工事共通仕様書）
平成６年３月</th><th>水資源開発公団（土木工事共通仕様書）
平成２年１月</th><th>日本道路公団（土木工事共通仕様書）
平成５年４月</th></tr>
<tr><td>記載要素（種　別）</td><td>・記述なし。</td><td>・記述なじ</td><td>・記述なし</td><td>・単価表（数量総括表に相当）項目の種別の説明を記述。
・「支払」とも整合。

8-3 鉄筋工
8-3-4　鉄筋の種別
鉄筋の種別は、表8-3のとおりとする。

表 8-3 鉄筋の種別
<table><tr><th>種別</th><th>使　用　箇　所</th><th>継手の種類</th></tr><tr><td>A</td><td>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物及び場所打ちぐい（深礎ぐい）</td><td>重ね継手</td></tr><tr><td>B</td><td>鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物</td><td>ｶﾞｽ圧接継手</td></tr><tr><td>P</td><td>ＰＣ橋梁</td><td>重ね継手</td></tr><tr><td>Y</td><td>場所打ちぐい（深礎ぐい）</td><td>重ね継手</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>記載要素
（検測及び支払）</td><td>・記述なし</td><td>・記述なし</td><td>・記述なし</td><td>・検測方法・支払について記述あり。
・支払では単価表項目毎に検測単位を記述。
・単価表項目は、項目番号化。

8-3 鉄筋工
8-3-5 数量の検測
数量の検測は、契約書類及び監督員の指示に基き組立てが完了した鉄筋の設計数量(ｔ)によって行うものとする。
鉄筋の重量はJIS G 3112(鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼)又はJIS G 3191(熱間圧延ﾊﾞｰｲﾝｺｲﾙの形状、寸法及び重量並びにその許容差)の規格によるものとする。
鉄筋の組立、据付に使用したﾀｲ、ｸﾘｯﾌﾟ等の重量は検測しないものとする。

8-3-6 支払
鉄筋の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、それぞれの契約単価で行うものとする。これらの契約単価には、契約書類及び監督員の指示に従って行う鉄筋の加工、運搬、組立て、据付け等鉄筋の施工に要する材料・労力・機械器具等鉄筋の施工を完成するために必要なすべての費用を含むものとする。

<table><tr><th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr><tr><td>8 - (3) 鉄　筋</td><td></td></tr><tr><td>A</td><td>t</td></tr><tr><td>B</td><td>t</td></tr><tr><td>P</td><td>t</td></tr><tr><td>Y</td><td>t</td></tr></table></td></tr>
</table>

１．　他機関の仕様書調査結果

１－３．　国外機関の仕様書調査結果

各機関の仕様書等調査結果一覧表

項　　目		米国陸軍省工兵隊	米国内務省開拓局	カリフォルニア州交通局 (STANDARD SPECIFICATIONS)	ミシシッピー州交通局 (STANDARD SPECIFICATIONS)		
契約方式（一般土木工事）		Lump Sum契約 （総価契約）	総価単価契約	総価単価契約	総価単価契約		
共通仕様書と特記仕様書との関係		①標準仕様書をもとに各工事に合わせた仕様書を作成 （必要項目追加、不必要項目削除）	①標準仕様書をもとに各工事に合わせた仕様書を作成 （必要項目追加、不必要項目削除）	①各工事において、標準仕様書に対して追加項目を特記仕様書として作成	①各工事において、標準仕様書に対して追加項目を特記仕様書として作成		
章　構　成	構成区分	章･節･PART･1.1･1.1.1･1.1.1.1	①・1	章・節・1-1・1-1.01・A・(1)	部・節・100・.01・.1・.1		
	構成方法の特徴	①基本的に材料別で構成		①「材料」を章立て ②共通章として「雑工事」・「材料」あり ③「トンネル」は含まれていない	①「材料」を章立て ②共通部として「土工」・「材料と試験」あり ③「トンネル」は含まれていない		
節等の構成	基本構成	①一般(General) ②製品(Products) ③施工(Execution)	①一般(General) ②材料(Material) ③施工(Placing Installation) ④欠陥等(Deficiency) ⑤許容(Tolerance) ⑥検測と支払(Measurment & Payment)	①説明(Description) ②材料(Materials) ③施工 ④検測(Measurement) ⑤支払(Payment)	①説明(Description) ②材料(Materials) ③施工(Construction Requirement) ④検測(Method of Measurement) ⑤支払(Basis of Payment)		
	構成方法の特徴	①「一般」の中に適用基準に関する項目あり ②「製品」の中に材料項目あり		①「説明」は各節にある ②「適用すべき諸基準」はなし ③「測定と支払」の一般的な項目は第１章９節に記載あり	①「説明」は各節にある ②「適用すべき諸基準」はなし		
記載内容	その他	①仕様書の体系は確立されている ②「検測及び支払」は第１章に含まれている。	①仕様書の体系は各工事で任意				

海外各国機関の仕様書全体構成の比較一覧表

機関名 制定年	米国陸軍省工兵隊		米国内務省開拓局 Standard Specifications		カリフォルニア州交通局 １９９２年７月		ミシシッピー州交通局 １９９０年		米国内務省開拓局	
章の構成及び名称	第１章	一般条件	①	序文	第１章	総則	第100部	一般条件	第１節	一般要求事項
	第２章	現場作業	②	工事仕様書、一般	第２章	雑工事	第200部	土工	第２節	現場作業
	第３章	コンクリート	③	構造および建築	第３章	改良工事	第300部	路盤	第３節	特殊な基礎部要求事項
	第４章	メーソンリー	④	ダム	第４章	路床および路盤	第400部	歴青材舗装	第４節	器械
	第５章	メタル	⑤	道路	第５章	表層および舗装	第500部	剛性舗装	第５節	土工
	第６章	木材及びプラスチック	⑥	トンネル	第６章	構造物	第600部	付属施設	第６節	道路工事
	第７章	温湿保護	⑦	運河およびパイプライン	第７章	排水施設	第700部	材料と試験	第７節	ｽﾁｰﾙﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ及びﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｹｰｼﾝｸﾞ
	第８章	扉及び窓	⑧	標準コンクリート条文	第８章	通行権および交通規制施設	第800部	橋梁と構造物	第８節	コンクリート
	第９章	仕上げ	⑨	参照工事仕様書および基準書	第９章	材料	第900部	契約上の文書記録様式（別冊）	第９節	金属加工
	第10章	特記							第10節	特殊工事
	第11章 ～ 第15章	不明							第11節	機械
									第12節	電気
	第16章	電気設備							第13節	塗装、覆工及びコーティング
									第14節	図面
									第15節	地質的及び表層検査の記録
									第16節	建設材料及び基礎材料ﾃｽﾄﾃﾞｰﾀの記録
特徴等	・基本的に材料別で構成されている。				・共通章として「雑工事」・「材料」あり ・「材料」を章立て ・「トンネル」は含まれていない ・各節にも材料の記述あり		・共通部として「土工」・「材料と試験」あり ・「材料と試験」を章（部）立て ・「トンネル」は含まれていない ・各節にも材料の記述あり		・共通部として「土工」あり ・「トンネル」は含まれていない	

海外各国機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

機関名 制定年	米国陸軍省工兵隊		米国内務省開拓局		カリフォルニア州交通局 １９９２年７月		ミシシッピー州交通局 １９９０年		米国内務省開拓局	
	第３章	コンクリート	⑧	標準コンクリート条文	第６章	構造物	第800部	橋梁及び構造物	第８節	コンクリート
	第3308節	コンクリート	1	構図	第51節	コンクリート構造物	第804節	コンクリート橋及び構造物	第8.1章	コンクリート構造
	PART 1	一般	2	セメント	1.01	説明	804.01	説明	8.1.1	構造建設
	1.1	参考	3	セメント材(項b及びcの代替)	1.02	小規模構造物	804.02	材料	第8.2章	一般的コンクリート要求事項
	1.2	システム説明	4	混和材	1.03	フーチング深さ	1	一般	8.2.1	一般
	1.2.1	設計要求	5	水	1.04	ポンプ	2	取扱い	8.2.2	材料
	1.2.2	性能要求	6	砂	1.05	型枠	3	サンプリング、試験	8.2.3	混合物
	1.2.3	政府による構築物試験	7	粗骨材	1.06	支保工	4	コンクリート用骨材の取扱いと保存	8.2.4	計量、練混ぜ、及び運搬
	1.3	提出物	8	砂及び粗骨材の製造	1.06A	支保工設計及び図面			8.2.5	型枠、打込み準備及び打込み
章	PART 2	製品	9	計量	1.06B	支保工設置	5	セメントの保存	8.2.6	コンクリート構造の偏向及び表面公差
	2.1	材料	10	練混ぜ	1.06C	支保工撤去	6	コンクリートの分類及び使用		
	2.1.1	セメント	11	コンクリートの温度	1.07	鉄筋	7	コンクリートの構成	8.2.7	鉄筋
	2.1.2	ポゾラン	12	型枠	1.08	プレストレッシング	804.03	施工	8.2.8	仕上げと表面仕上げ
節	2.1.3	骨材	13	打込み準備工	1.09	コンクリート打込み	1	材料の計量	8.2.9	保護と養生
	2.1.4	混和材	14	打込み	1.10	水中コンクリート	2	コンクリートの運搬と混合	8.2.10	仕上げ、表面公差及び養生工程
	2.1.5	養生材料	15	コンクリートの修理	1.11	施工方法	3	レディーミクストコンクリート	8.2.11	コンクリートの修理
	2.1.6	水	16	仕上げと表面仕上げ	1.115	プレキャスト部材	4	手練り	8.2.12	測定
条	2.1.7	鉄筋	17	保護	1.12	伸縮及び固定ジョイント及び支承	5	運搬	8.2.13	支払
	2.1.8	型枠	18	養生	1.12A	オープンジョイント	6	コンクリートの取扱いと打設	第8.3章	特殊なコンクリート要求事項
	2.1.9	型枠コーティング	18.5	仕上げ、表面許容誤差、及び養生工程	1.12B	充填ジョイント	7	ニューマチック打設	8.3.1	コンクリートの目地とエッジ
	PART 3	施工			1.12C	既製伸縮ジョイントフィラー	8	ポンプ圧送コンクリート	8.3.2	ゴム止水版
等	3.1	準備	21	コンクリートの検測	1.12D	シートパッキング、プレフォームトドパッド及びボードフィラー	9	水中コンクリート打設	8.3.3	コンクリート目地のスポンジゴム板
	3.1.1	一般	22	コンクリートの支払			10	施工目地	8.3.4	コンクリート床硬化剤
	3.1.2	埋設物	26	コンクリート構造物の構造偏差及び表面許容誤差	1.12E	伸縮ジョイントアーマー	11	海水にさらされるコンクリート	第8.4章	プレキャストコンクリート
	3.1.3	型枠設備			1.12F	シールドジョイント	12	軽量コンクリート	8.4.1	プレキャストコンクリート飛沫ブロック
の	3.1.4	コンクリート製品	28	コンクリート	1.12G	支承	13	支保工	第8.5章	装置及び金属加工用モルタルのグラウチング
	3.2	打設	30	接着型コンクリート床仕上げ	1.12H	弾性支承パッド	14	型枠		
	3.2.1	一般	31	材料	1.13	付着	15	支保、型枠、ハウジングの移設	8.5.1	装置及び金属加工用モルタルのグラウチング
	3.2.2	締固め	40	工事請負人の機械、装置、工事工程	1.135	モルタル	16	寒、暑中コンクリート		
構	3.2.3	寒中			1.14	止水	17	コンクリート養生		
	3.2.4	暑中	42	コンクリート及びコンクリート材のサンプリング及び試験施設	1.145	帯状止水	18	伸縮・固定ジョイント、支承、アンカーボルト、その他		
	3.3	脱型			1.15	壁の排水				
	3.4	仕上げ	50	機械及び金属加工用注入モルタル	1.16	高欄及びバリア	19	コンクリート表面仕上げ		
成	3.4.1	一般	52	吹付けコンクリート	1.17	橋梁上部の仕上げ	20	橋梁の開放		
	3.4.2	型枠表面の仕上げ			1.18	表面仕上げ	21	最終清掃		
	3.4.3	型枠部でない表面の仕上げ			1.18A	普通の表面仕上げ	22	プレキャストＰＣ橋		
	3.5	かぶり			1.18B	クラス１の表面仕上げ	804.04	検測		
	3.6	試験			1.18C	クラス2の表面仕上げ(ガンフィニッシュ)	804.05	支払		
	3.6.1	一般			1.19	ユーティリティ設備				
	3.6.2	細部検査及び試験頻度			1.20	歩道、縁石及び構造物の階段				
	3.6.3	作業要求			1.21	橋名、番号及び橋脚番号				
					1.22	検測				
					1.23	支払				

海外各国機関の仕様書コンクリート関連章構成の比較一覧表

機関名 制定年	米国陸軍省工兵隊		米国内務省開拓局		カリフォルニア州交通局 １９９２年７月		ミシシッピー州交通局 １９９０年		米国内務省開拓局	
章 節 条 等 の 構 成	第３章	コンクリート	24	鉄筋溶接	第52節	鉄筋	第805節	鉄筋	第８節	コンクリート
	第3200節	鉄筋	25	鉄筋	1.01	説明	805.01	説明	第8.2章	一般的コンクリート要求事項
	PART 1	一般			1.02	材料	805.02	材料	8.2.7	鉄筋
	1.1	参考			1.02A	鉄筋	1	発注表		
	1.1.1	アメリカコンクリート学会			1.02B	エポキシコート鉄筋	805.03	施工		
	1.1.2	アメリカ試験材料協会			1.02C	溶接ワイヤー構造	1	材料の保護		
	1.1.3	アメリカ溶接協会			1.02D	鉄筋ワイヤー及びプレーン鋼棒	2	加工		
	1.1.4	コンクリート鉄筋学会			1.03	鋼材リスト	3	設置及び固定		
	1.1.5	日本工業規格			1.04	検査	4	継手		
	1.2	提出物			1.05	清掃	5	マット状の重ね合わせ		
	1.2.1	SD-04 図面			1.06	曲げ	6	代替品		
	1.2.2	SD-08 陳述			1.07	設置	805.04	検測		
	1.2.3	SD-13 検定			1.08	継手	805.05	支払		
	1.3	条件			1.08A	重ね継手				
	1.4	運搬及び保管			1.08B	突き合わせ溶接継手				
	PART 2	製品			1.08C	機械式突き合わせ継手				
	2.1	鉄筋			1.08D	溶接及び機械式継手条件				
	2.2	溶接ワイヤー構造			1.08E	作業管理試験				
	2.3	ワイヤーつなぎ材			1.08F	非破壊継手試験				
	2.4	サポート			1.10	検測				
	PART 3	施工			1.11	支払				
	3.1	鉄筋								
	3.1.1	設置								
	3.1.2	継手								
	3.2	溶接ワイヤー構造								
記載要素の特徴	・「適用すべき諸基準」が「参考(Reference)」として記載あり ・基本構成 ①一般(General) ②製品(Products) ③施工(Execution)		・基本構成 ①一般(General) ②材料(Material) ③施工(Placing Installation) ④欠陥等(Deficiency) ⑤許容(Tolerance) ⑥検測と支払(Measurment & Payment)		・「説明(Description)」は各節にある ・「適用すべき諸基準」はなし ・基本構成 ①説明(Description) ②材料(Materials) ③施工 ④検測(Measurement) ⑤支払(Payment)		・「説明(Description)」は各節にある ・「適用すべき諸基準」はなし ・基本構成 ①説明(Description) ②材料(Materials) ③施工(Construction Requirement) ④検測(Method of Measurement) ⑤支払(Basis of Payment)		・基本構成 ①一般 ②材料 ③施工 ④測定 ⑤支払	

2．　仕様書アンケート結果

建設省土木工事共通仕様書に関するアンケート調査集計
（ＰＣ建設業協会による）

１．調査目的

国内工事における共通仕様書の使用状況・要望について、受注者側の実態を調査（アンケート方式）した。

２．調査対象

ＰＣ業者の内、所長クラスで建設省工事の経験のある者。

３．調査項目

（１）現行の共通仕様書の用途

（２）現行の共通仕様書への要望

４．アンケート結果（有効回答数：３８名）

（１）現行仕様書の用途

意　見　項　目	意見数
提出物及びその様式、確認行為等のチェック	１５
品質、出来形の規格値の確認	１３
施工管理方法及び基準の確認	１１
材料の品質、試験、規格の確認	１１
協議事項の確認	5
施工方法、品質管理、出来形管理等の計画を立てる上での基準として	6
協議、承諾、立会、段階確認等工事の節目における対処方法の目安	6
検査書類作成のための書類様式統一のため	1
施工計画書の立案時	２２
施主の求めている事項の確認	1
竣功時の書類作成	3
ＰＣ施工管理時において事前に該当欄の把握	1
工事請負関係標準書式集の把握	1
県市町村工事に対する参考書	2
現場に常備しているが、問題がある時又は、不明確な事項の確認	2
スライド、変更等をお願いする時の書式作成	2
施工検査、打合せ協議の場合	2
以下の事項の認識及び確認 ・施工するための内容についての解釈及び運用について ・用語の定義について ・乙側における義務、権利について	2
「土木工事施工管理の手引き」を利用し、共通仕様書はほとんど利用しない	1
第１章　総則をよく使用する	1

※意見数は、１名で複数項目の意見があった場合、それぞれをカウント（延べ数）

（２）現行仕様書への要望

意　見　項　目	意見数
各地建別ではなく全国統一の物にする（書類様式も）	6
イメージアップに関する基本的な指針を設ける	1
建設省が実施している工事完成時の評価項目の内容を明記する	1
協議、承諾、指示、提出のどれに該当するかを明確にする	2
第１０３条設計図書の照査はどこまで照査すればいいかわからない	1
材料の新旧入れ替えをスムーズに行う 例）　グラウトの混和剤　ﾌﾟﾚﾐﾀｽﾀｲﾌﾟが主流 　　名板、橋歴板　　ﾌﾞﾛﾝｽﾞが主流	1
用語、表現に曖昧な点が多い（誰がみても統一した解釈の出来る物） 例）　監督職員に提出し承諾を得なければならない	3
書類の簡素化について現場職員への実行力が弱い。はっきり実施できるよう明言化する。（表現が曖昧だと従来のやり方になりがちである）	6
材料の品質については、設計図書によるという表現が多いため特記仕様書で、異常に細かい材料の試験成績表の提出が義務づけられ書類が多すぎる	1
「土木工事段階確認基準（案）」を統合し、箇所、頻度、規格値等が、わかりやすくしてほしい	1
追加、複写が容易に出来るようファイル式の製本にしてほしい	1
ＰＣ橋の内容が、ﾎﾟｽﾃﾝ､ﾌﾟﾚﾃﾝ桁を対象としているので、箱桁・中空床版等も明記した方がよい	2
発注時の条件を明確に出来るようにしてほしい	2
指示、協議、承諾、提出を工種別に一覧表化し見やすくしてほしい	1
出来形の規格値及び測定個所数の種別を増やしてほしい 例）　地覆、壁高欄は監督職員により準用先がまちまちである	5
ＪＩＳ規格製品を使用する場合、試験頻度を下げてほしい	1
Ａ４版にしてほしい	1
適用範囲を明確にしてほしい	1
施工検査項目やそれに伴う提出書類を明確にし、統一化を計ってほしい	3
設計条件、積算条件に変更があった場合は、速やかに変更できるよう整備してほしい	1
改訂時に改訂箇所の一覧表がほしい	4
各材料試験は、ＪＩＳ工場製作であれば、試験成績表に代えてほしい	1
積算基準に連動して条件明示してほしい。ない物は別途特記仕様書に明示してほしい	1
一式計上はよくない。もっとオープンにして一式計上をなくし、積算基準に合致しなければ契約額の増減を行うことを明記してほしい	1
新工種、特殊工法への速やかな対応	1
「請負者」という語句を別の言葉に変更してほしい	1
「道路橋示方書」「ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書」等と重複している部分は、掲載する必要なし。適用諸基準として書籍名を記載すべき	1
「土木工事必携」と「土木工事施工管理の手引き」を一冊にまとめてほしい	2
適切な工程確保が出来る配慮は出来ないか 例）　週休２日、年度末工期等	1